七飯町
第５期総合保健福祉計画

【第５期障がい者プラン】
【第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画】

令和6年3月

七　飯　町

目　次

第１編　総　論 1

第１章　計画策定の基本事項 3

第２章　障がいのある人の状況 11

第３章　アンケート調査結果 18

第４章　計画の推進体制 30

第２編　第５期障がい者プラン 31

第１章　前期計画の推進状況 33

第２章　計画の基本的な考え方 35

第３章　推進する施策 37

基本目標１　安心して暮らす 37

基本目標２　ともに学び・働き・参加する 43

基本目標３　ともに支え合う 48

第３編　第７期障がい福祉計画・第３期障がい児福祉計画 53

第１章　前期計画の推進状況 55

第２章　計画の基本的な考え方 69

第３章　成果目標 72

第４章　サービスの見込量とその確保の方策 77

第５章　地域生活支援事業の見込量とその確保の方策 84

資料編 87

七飯町総合保健福祉計画策定委員会設置要綱 89

七飯町総合保健福祉計画策定委員会委員名簿 91

計画策定経過 92

第１編　総　論

第１章　計画策定の基本事項

１．計画策定の目的

近年、わが国の障がい者施策は障がいや難病等の多様化、複雑化により、大きく変化しています。平成30年４月施行の改正障害者総合支援法では、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図るとともに、児童福祉法の一部改正により、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図ることとしています。

また、令和３年４月施行の地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律に基づき、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築を支援するため、重層的支援体制整備事業が創設されました。

加えて、令和４年12月10日に成立し、令和６年４月１日に施行される障害者総合支援法等の改正では、障害者等の地域生活の支援体制の充実や多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上が掲げられています。

令和５年３月に策定された国の「第５次障害者基本計画」では、基本的方向における社会情勢の変化として、「2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承」、「新型コロナウイルス感染症拡大とその対応」、「持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現（ＳＤＧｓの視点）」等が盛り込まれています。

当町においては、「誰もが地域の中で生き生きと暮らすまち」を基本理念として、平成30年３月に「第４期障がい者プラン・第５期障がい福祉計画・第１期障がい児福祉計画」、令和３年３月に「第６期障がい福祉計画・第２期障がい児福祉計画」を策定し、障がい者施策を総合的に推進してきました。

このたび、これら計画の策定期間が終了することに伴い、これまでの取組に加えて国の新たな障がい者施策の動向を踏まえ、本町のさらなる障がい者施策の推進のため、「第５期障がい者プラン・第７期障がい福祉計画・第３期障がい児福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

２．計画の根拠と位置づけ

（１）法的な位置づけ

「第５期障がい者プラン」は、障がいのある人のための施策に関する基本的な事項について定めるもので、「障害者基本法」第11条に基づく「市町村障害者計画」として策定します。

また、「第７期障がい福祉計画」は「障害者総合支援法」第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として、「第３期障がい児福祉計画」は「児童福祉法」第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として一体的な計画として策定します。

■「障がい者プラン」と「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」の関係

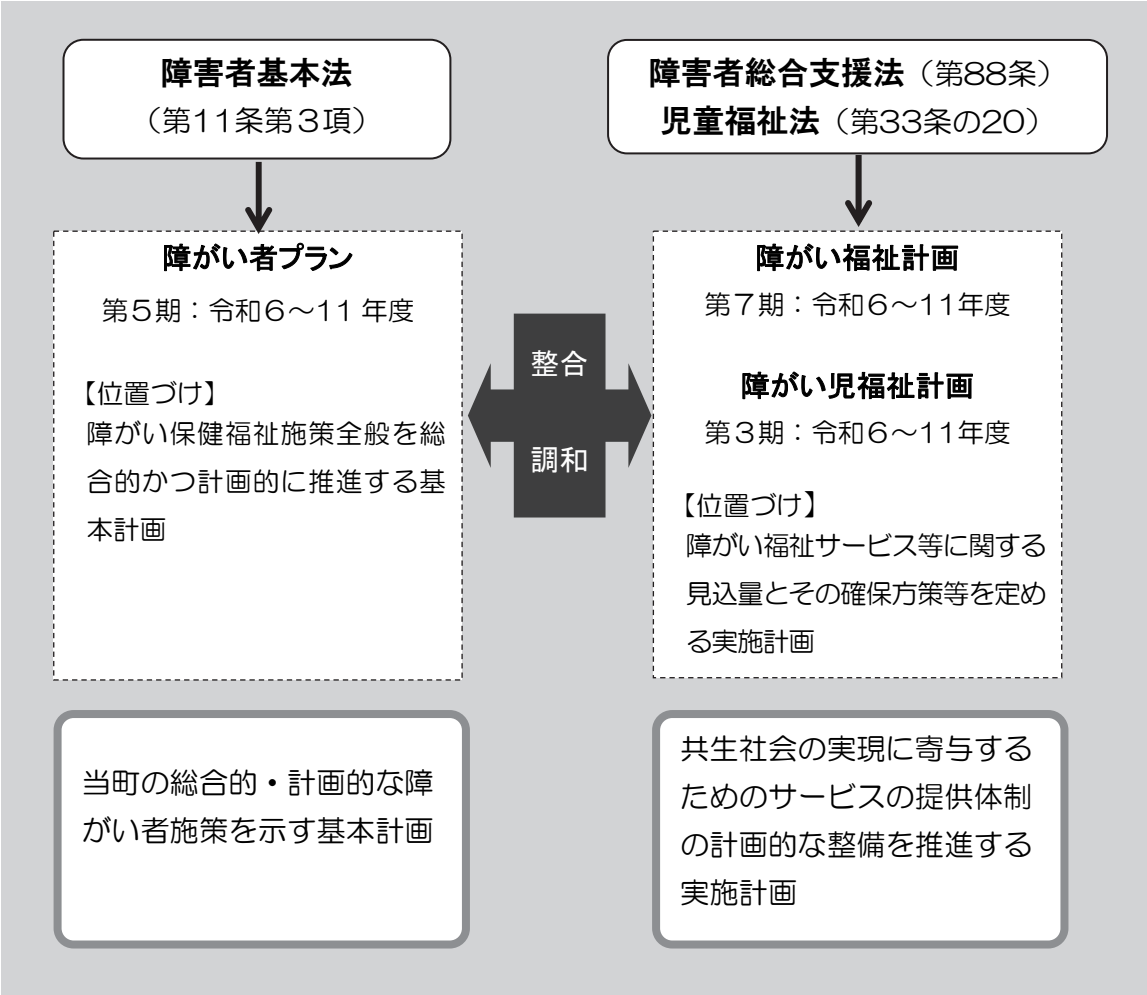

■障害者基本法（抜粋）

（障害者基本計画等）
第11条　政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。
（略）
３　市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

■障害者総合支援法（抜粋）

（市町村障害福祉計画）
第88条　市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

■児童福祉法（抜粋）

（市町村障害福祉計画）
第33条の20　市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

（２）当町の関係する計画

本計画は、当町の最も基本となる計画である「第５次総合計画」や当町の福祉分野における基本理念を定めた「第５期総合保健福祉計画」「第５期地域福祉計画」、その他、本計画の関連計画との整合性を保ちつつ策定するものです。

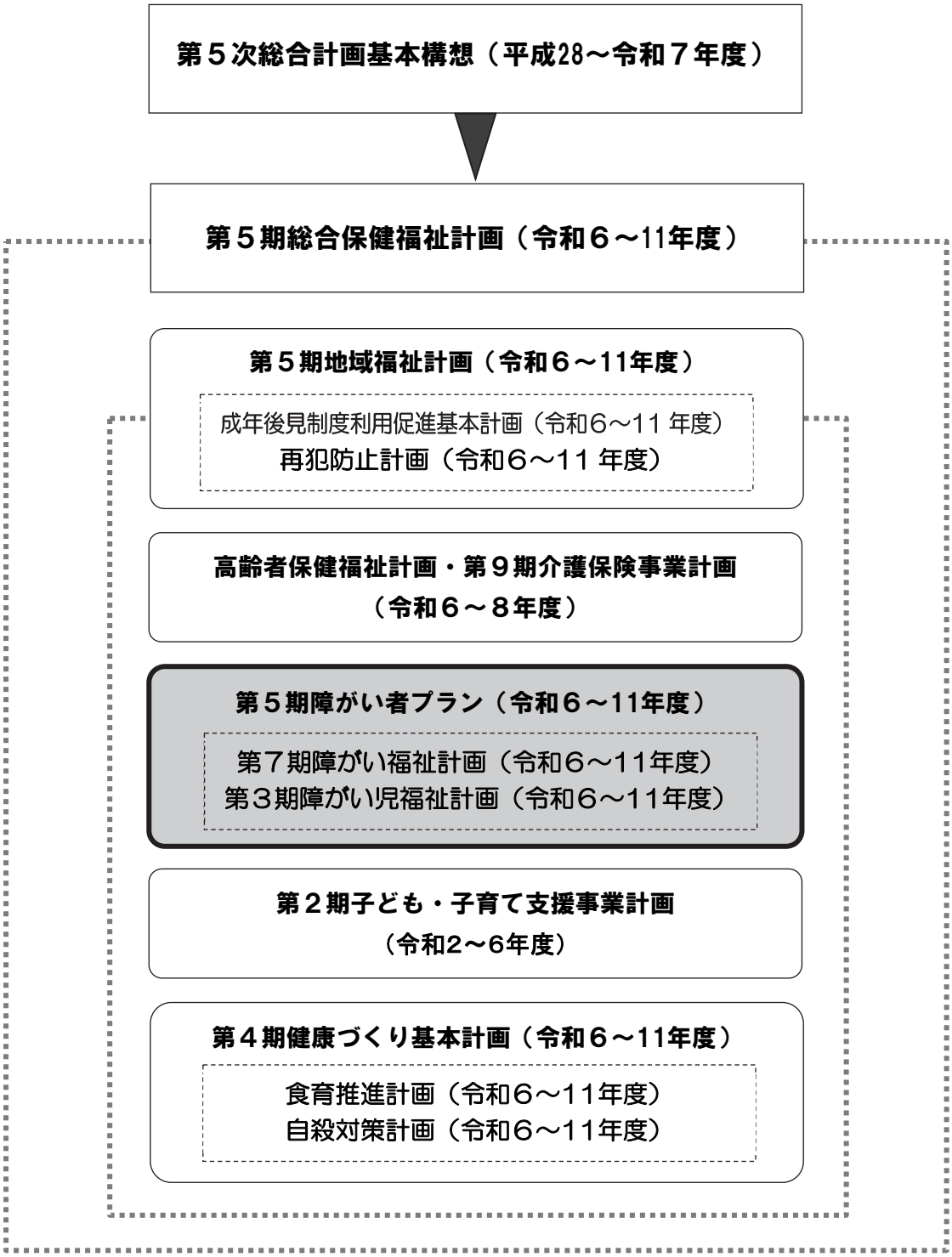

３．計画の期間

本計画は令和６年度から令和11年度までの６年間を計画期間とします。

ただし、障がい福祉計画、障がい児福祉計画に関しては今後も３年ごとに国が基本方針等を見直すことが想定されることから、必要に応じて見直しを令和８年度に行います。

令和６年度 （2024年度）	令和７年度 （2025年度）	令和８年度 （2026年度）	令和９年度 （2027年度）	令和10年度 （2028年度）	令和11年度 （2029年度）
第５期障がい者プラン					
第７期障がい福祉計画・ 第３期障がい児福祉計画					

４．計画の対象者

障がい者とは、障害者基本法第２条において「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」とされています。

また、社会的障壁についても「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」と定義されています。

本計画の対象とする障がい者は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者ばかりでなく、難病患者、療育の必要な児童、発達障がいのある人、高次脳機能障がいのある人や自立支援医療（精神通院）制度の適用を受けている人など、日常生活や社会生活で支援を必要とする全ての人とします。

５．策定体制

（１）策定委員会の設置

本計画の策定にあたり、七飯町総合保健福祉計画策定委員会設置要綱に基づく、「障がい福祉部会」による提言を受けて策定します。

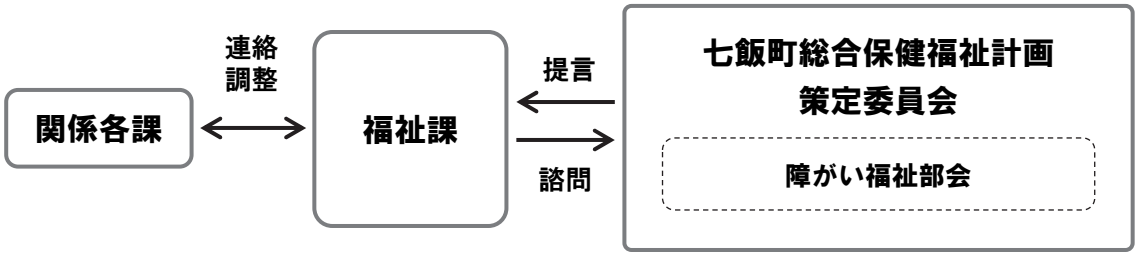

（２）意向の把握

障がいのある人の実態及びニーズの把握、障害福祉サービスの利用状況等を把握するため、障がいのある人及び障がい児の保護者を対象にアンケート調査を実施しました。

また、七飯町政策意見提出制度（パブリックコメント制度）実施要綱に基づき、令和６年２月に計画案について住民から意見募集を行う予定です。

■アンケート調査の実施概要

	障がい者アンケート調査	障がい児アンケート調査
対象者	町内在住の障害者手帳所持者	町内在住で18歳未満の障害者手帳所持者及び障がい福祉サービス受給者の保護者
調査時期	令和５年８月	
調査方法	郵送法（郵送による配布・回収）	
配布数	1,175票	239票
有効回収数	582票	125票
有効回収率	49.5%	52.3%

６．障害者総合支援法等の改正概要

（１）近年の法改正の主な流れ

国においては、国連で採択された「障害者権利条約」に署名したことから、その条約締結に向け、障害者基本法の改正（平成23年８月）、障害者総合支援法の成立（平成24年６月）、障害者差別解消法の成立及び障害者雇用促進法の改正（平成25年６月）など、障がいのある人のための様々な制度改革が行われました。

これら国内法の整備の充実がなされたことから、平成26年１月に「障害者権利条約」を批准し、以降は具体的に、障がいのある人の権利を保障する取組やサービスの拡充が進められてきました。

■近年の法改正の主な流れ

年次	国の主な動き
平成18（2006）年	・障害者自立支援法の施行 ・国連で障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）を採択
平成19（2007）年	・障害者権利条約に署名
平成20（2008）年	・障害者権利条約が発効
平成21（2009）年	・障害者制度改革推進会議
平成22（2010）年	・障害者自立支援法違憲訴訟の原告団・弁護団と厚生労働省が基本合意文書を取り交わし ・障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）が成立
平成23（2011）年	・障害者基本法の改正
平成24（2012）年	・改正児童福祉法の施行 ・障害者虐待防止法の施行
平成25（2013）年	・障害者総合支援法の施行 ・障害者優先調達推進法の施行
平成26（2014）年	・障害者権利条約の批准 ・障害者権利条約の締結、日本において発効
平成27（2015）年	・難病の患者に対する医療等に関する法律の施行
平成28（2016）年	・障害者差別解消法の施行 ・障害者雇用促進法一部施行
平成29（2017）年	・福祉・介護職員の処遇改善（報酬改定）
平成30（2018）年	・障害者総合支援法、児童福祉法、発達障害者支援法の改正 ・障害者雇用促進法の改正 ・障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行
令和元（2019）年	・障害者活躍推進プランの公表 ・視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の施行
令和２（2020）年	・聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律の施行
令和３（2021）年	・地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の施行 ・医療的ケア児支援法の施行
令和４（2022）年	・改正児童福祉法の可決 ・障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の可決 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の可決

（２）障害者総合支援法等の改正概要

国は、障がいのある人が安心して暮らし続けることができる地域共生社会の実現をめざしています。令和６年４月１日から施行される障害者総合支援法等の改正により、障害者や難病患者等が安心して暮らし続けることができる地域共生社会の実現に向けた取組が進められることになります。

障害者総合支援法等の改正概要

障害者や難病患者等が地域や職場で生きがい・役割を持ち、医療、福祉、雇用等の各分野の支援を受けながら、その人らしく安心して暮らすことができる体制の構築を目指す。このため、本人の希望に応じて、以下の取組を推進します。

- 施設や病院からの地域移行、その人らしい居宅生活に向けた支援の充実
  （障害者総合支援法関係、精神保健福祉法関係、難病法・児童福祉法関係）
- 福祉や雇用が連携した支援、障害者雇用の質の向上
  （障害者総合支援法関係、障害者雇用促進法関係）
- 調査・研究の強化やサービス等の質の確保・向上のためのデータベースの整備
  （難病法・児童福祉法関係、障害者総合支援法関係）

■障害者や難病患者等が安心して暮らし続けることができる地域共生社会（イメージ）

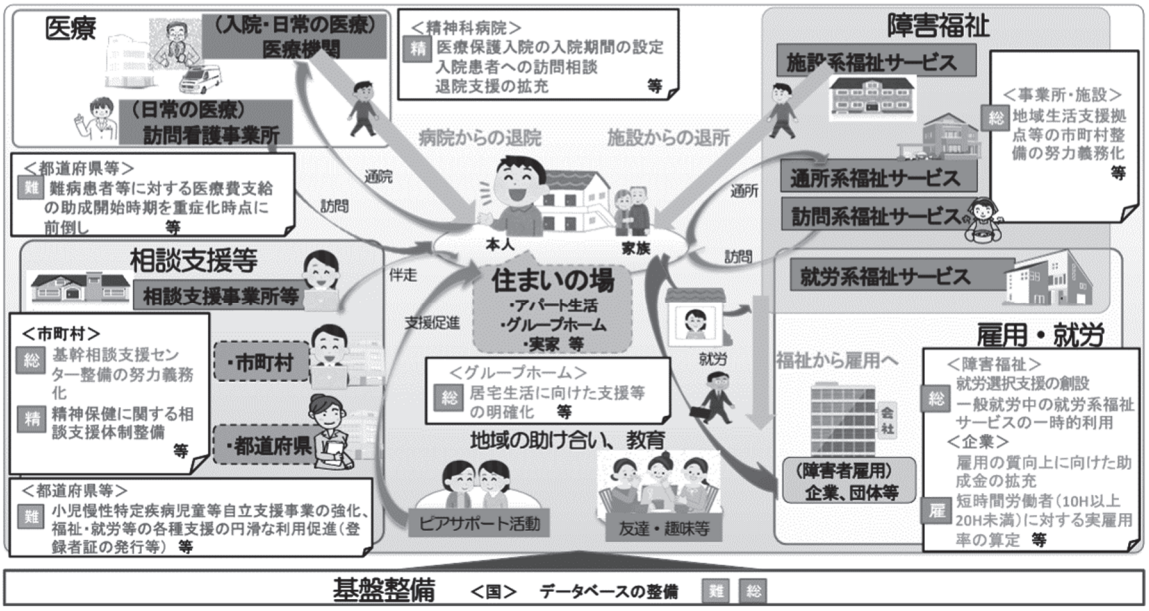

第２章　障がいのある人の状況

１．障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数はゆるやかに減少していましたが、令和３年度から増加傾向がみられ、令和５年度は1,775人となっています。

障害者手帳所持者割合をみると、身体障害者手帳所持者の割合は減少傾向となっていますが、療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者の割合は増加傾向にあります。

■障害者手帳所持者数の推移

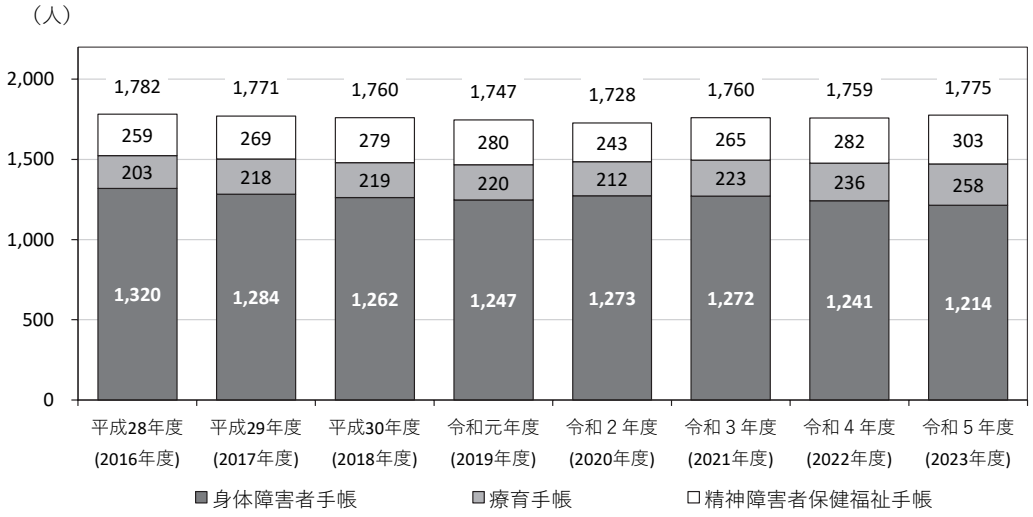

[出典]七飯町福祉課（各年度４月１日現在）

■障害者手帳所持者割合の推移

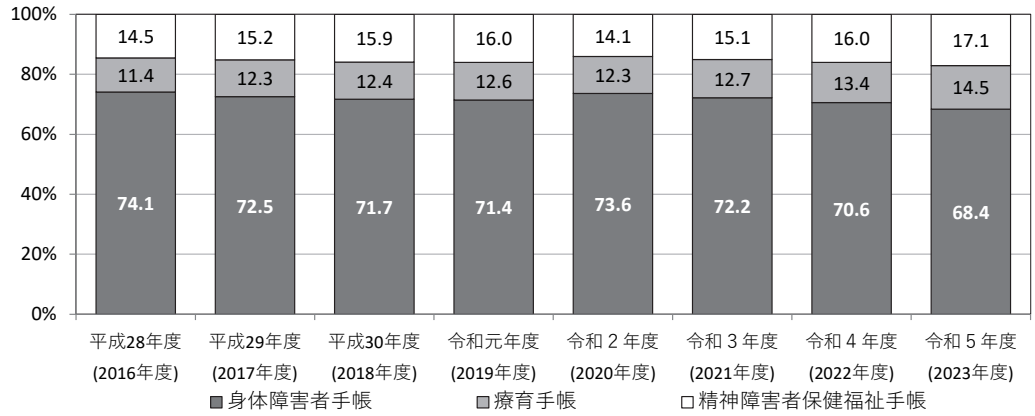

[出典]七飯町福祉課（各年度４月１日現在）

２．身体障がいのある人の状況

身体障害者手帳所持者数は平成28年度の1,320人から減少しており、令和５年度は1,214人となっています。

身体障害者手帳所持者数を等級別の内訳でみると１級、３及び４級が大きな割合を占めており、障がい部位別でみると肢体障がい及び内部障がいが大きな割合を占めています。

また、身体障害者手帳所持者に占める高齢者の割合は令和２年度から概ね横ばいに推移しており、令和５年は77.6%となっています。

■身体障害者手帳所持者数（等級別）の推移

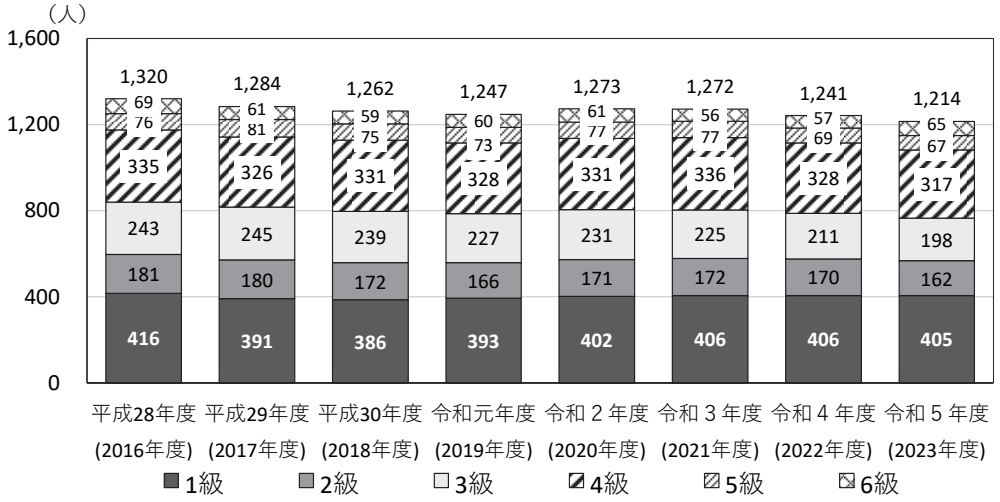

[出典]七飯町福祉課（各年度４月１日現在）

■身体障害者手帳所持者数（障がい種類別）と高齢者割合の推移

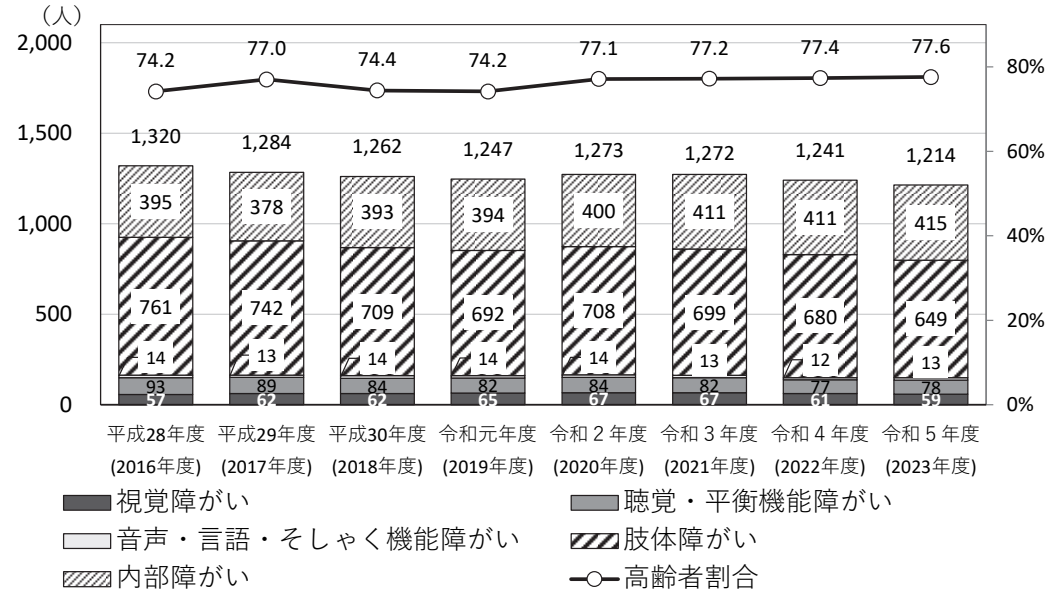

[出典]七飯町福祉課（各年度４月１日現在）

３．知的障がいのある人の状況

療育手帳所持者数は令和２年度までは横ばいに推移していましたが、令和３年度から増加傾向がみられる状況です。

療育手帳所持者数を程度別でみると、Ａ（重度）は平成28年度以降概ね横ばいに推移していますが、Ｂ（軽度）が増加している状況です。

療育手帳所持者数を年齢階級別にみると、18歳未満は平成29年度から減少傾向がみられる状況ですが、18歳以上は増加しています。

■療育手帳所持者数（程度別）の推移

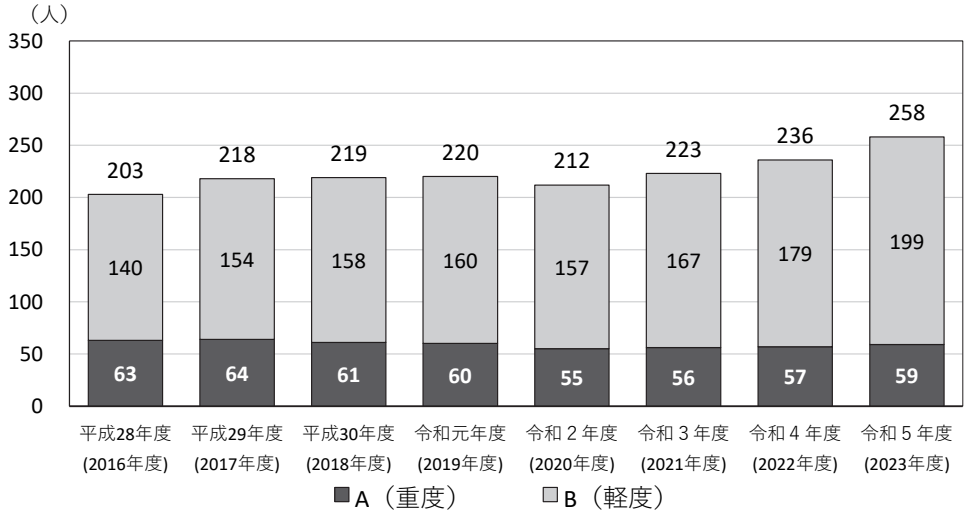

[出典]七飯町福祉課（各年度４月１日現在）

■療育手帳所持者数（年齢階級別）の推移

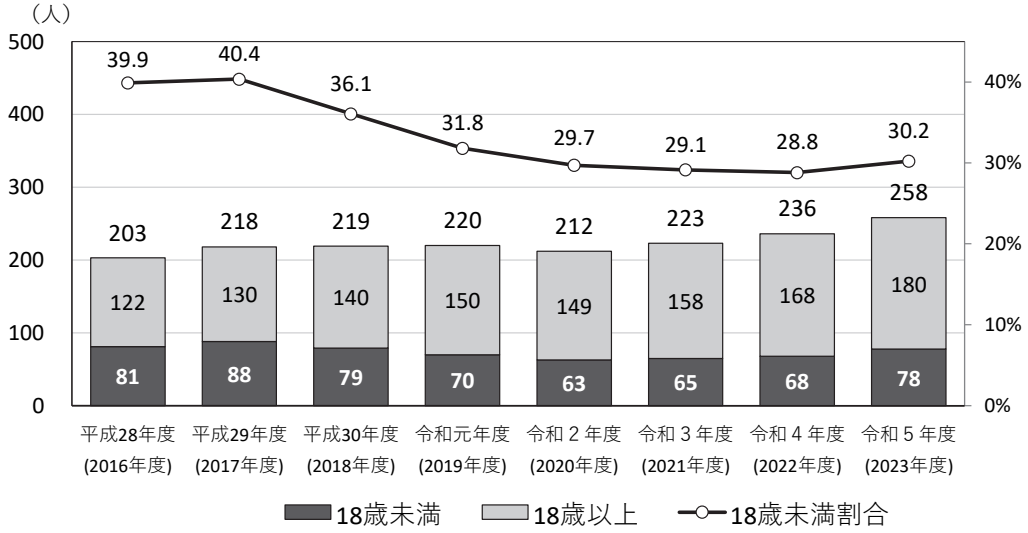

[出典]七飯町福祉課（各年度４月１日現在）

４．精神障がいのある人の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は令和３年度から増加傾向にあり、令和５年度は303人となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数を等級別にみると、１級はわずかに減少傾向がみられますが、２級及び３級には増加傾向がみられる状況です。

また、精神障害者保健福祉手帳所持者数を年齢階級別でみると令和３年度以降は65歳以上に増加傾向がみられ全体に占める割合が徐々に高くなっています。

自立支援医療（精神通院医療）受給者数は令和元年度まで横ばいに推移していましたが、令和２年度以降は増加傾向がみられる状況です。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別）の推移

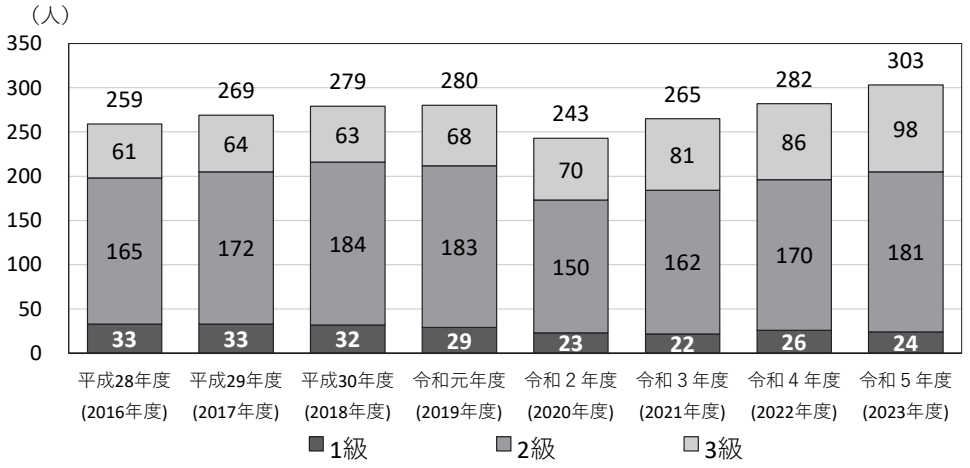

[出典]七飯町福祉課（各年度４月１日現在）

■精神障害者保健福祉手帳所持者数（年齢階級別）の推移

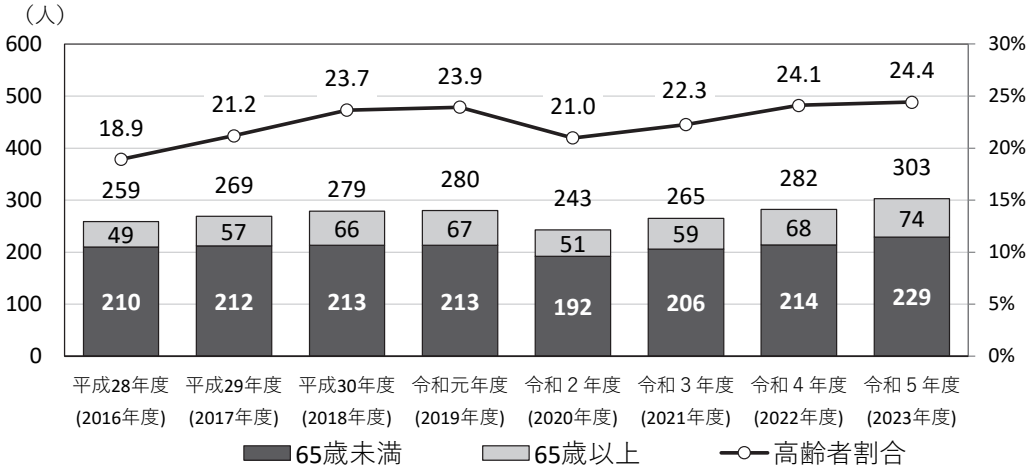

[出典]七飯町福祉課（各年度４月１日現在）

■自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移

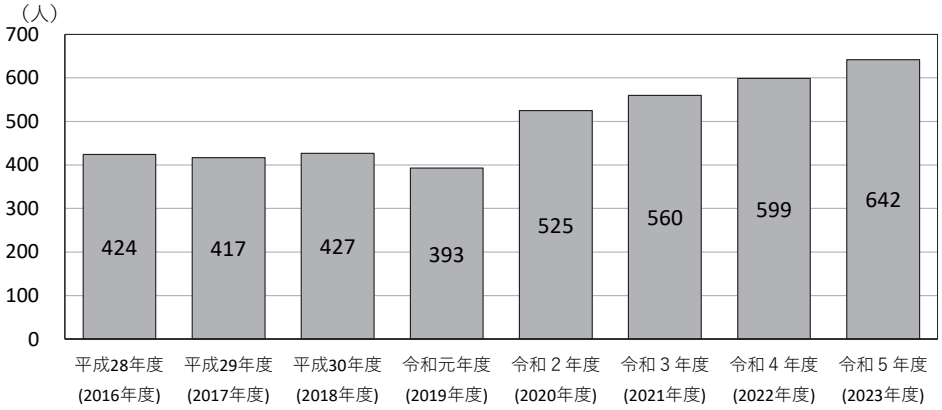

[出典]七飯町福祉課（各年度４月１日現在）

５．障害支援区分の認定状況

令和５年４月１日現在の障がい支援区分の認定状況は、障がい種類別でみると知的障がいが多く、区分別では区分２が19人で最も多く、次いで区分６が18人で続いています。

■障害支援区分の認定状況

	区分１	区分２	区分３	区分４	区分５	区分６	合計
身体障がい		1	1	4	1	3	10
知的障がい	1	6	3	4	7	10	31
身体・知的障がい		2	2		3	5	12
身体・精神障がい			1		1		2
精神障がい		8	1				9
精神・知的障がい		2	1	2	1		6
合　　計	1	19	9	10	13	18	70

[出典]七飯町福祉課（令和５年４月１日現在）

６．特別支援学級の状況

小学校の特別支援学級に通う児童数は令和３年度を境に増加傾向から横ばい推移に転じており、令和５年度は68人となっています。全児童数に占める割合も同様の推移となっており、令和５年度は5.2%の状況です。

また、中学校の特別支援学級に通う生徒数は令和元年度の14人から増加傾向に転じており、令和５年度は29人となっています。

■小学校の特別支援学級に通う児童数の推移

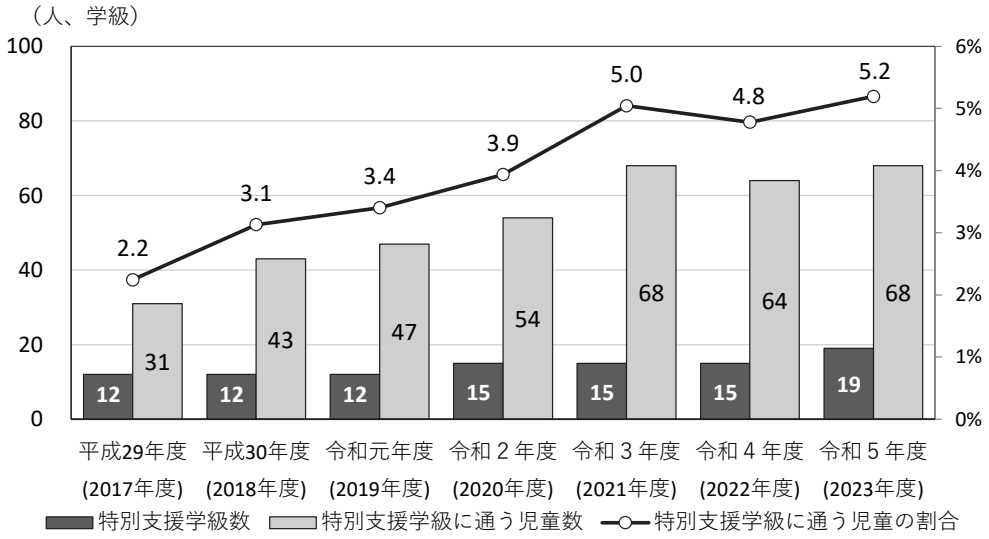

[出典]七飯町教育委員会（各年５月末現在）

■中学校の特別支援学級に通う生徒数の推移

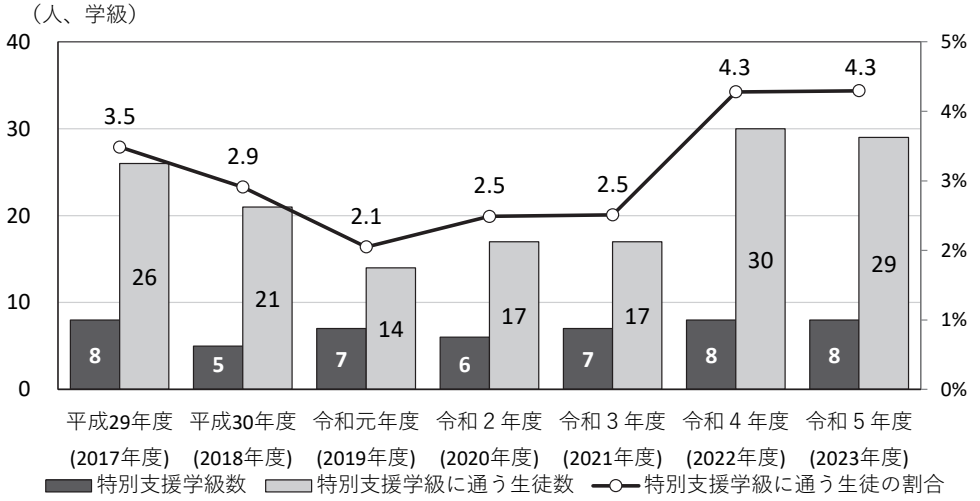

[出典]七飯町教育委員会（各年５月末現在）

７．障がい児保育等の状況

保育園に通う障がい児児童数は令和２年度の12人まで増加していましたが、その後は年によってばらつきがある状況です。

障がい児を受け入れている放課後児童クラブ数は、令和４年度の６クラブから令和５年度は９クラブに増加しています。また、障がい児の利用者数は平成30年度の12人から一旦減少しましたが、令和５年度は再び12人となっています。

■障がい児保育実施園数の推移

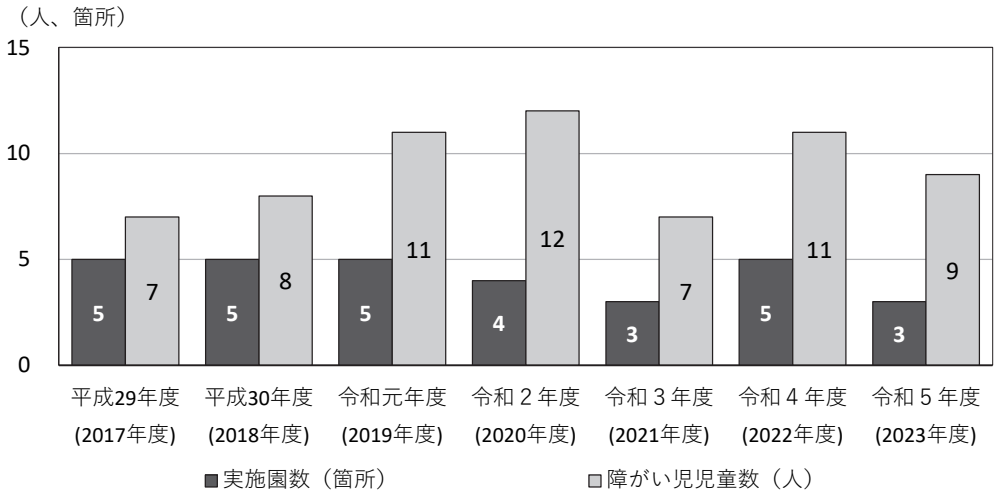

[出典]七飯町福祉課（各年４月末現在）

■障がいのある子どもを受け入れている放課後児童クラブ数の推移

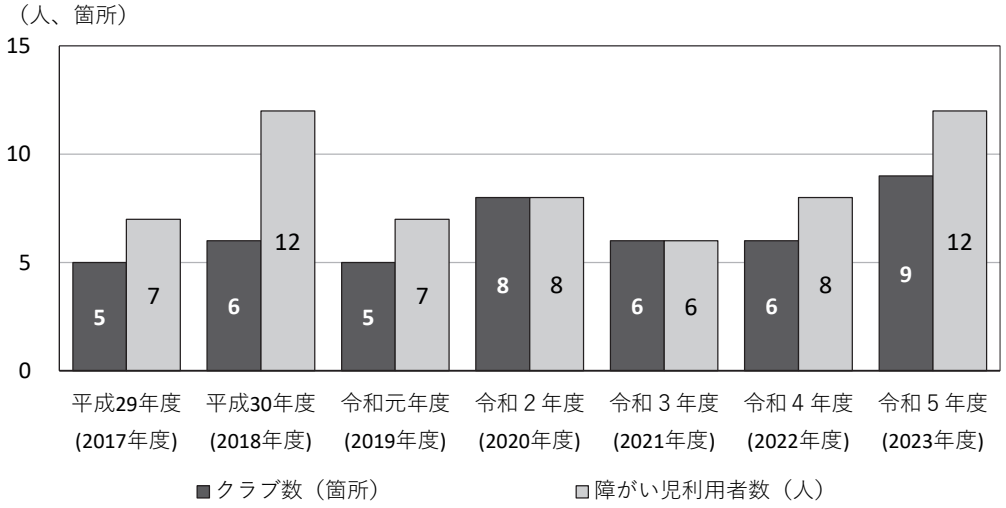

[出典]七飯町福祉課（各年４月末現在）

第３章　アンケート調査結果

１．障がい者を対象としたアンケート調査結果の概要

（１）福祉サービス利用時に困ったこと【複数回答】

全体では、「特に困ったことはない」（32.0%）で最も多くなっていますが、困ったこととしては、「どんなサービスがあるのか知らない」（27.1%）、「サービスの利用方法がわからない」（17.5%）、「費用負担があるため、サービスが使いづらい」（7.7%）が多くなっています。

障がい種類別でみても、全体と概ね同様の傾向となっていますが、精神障がいは「サービス内容の説明が不十分」（17.8%）、「サービスの支給量が少ない」（12.3%）が他の障がいと比べて多くなっています。

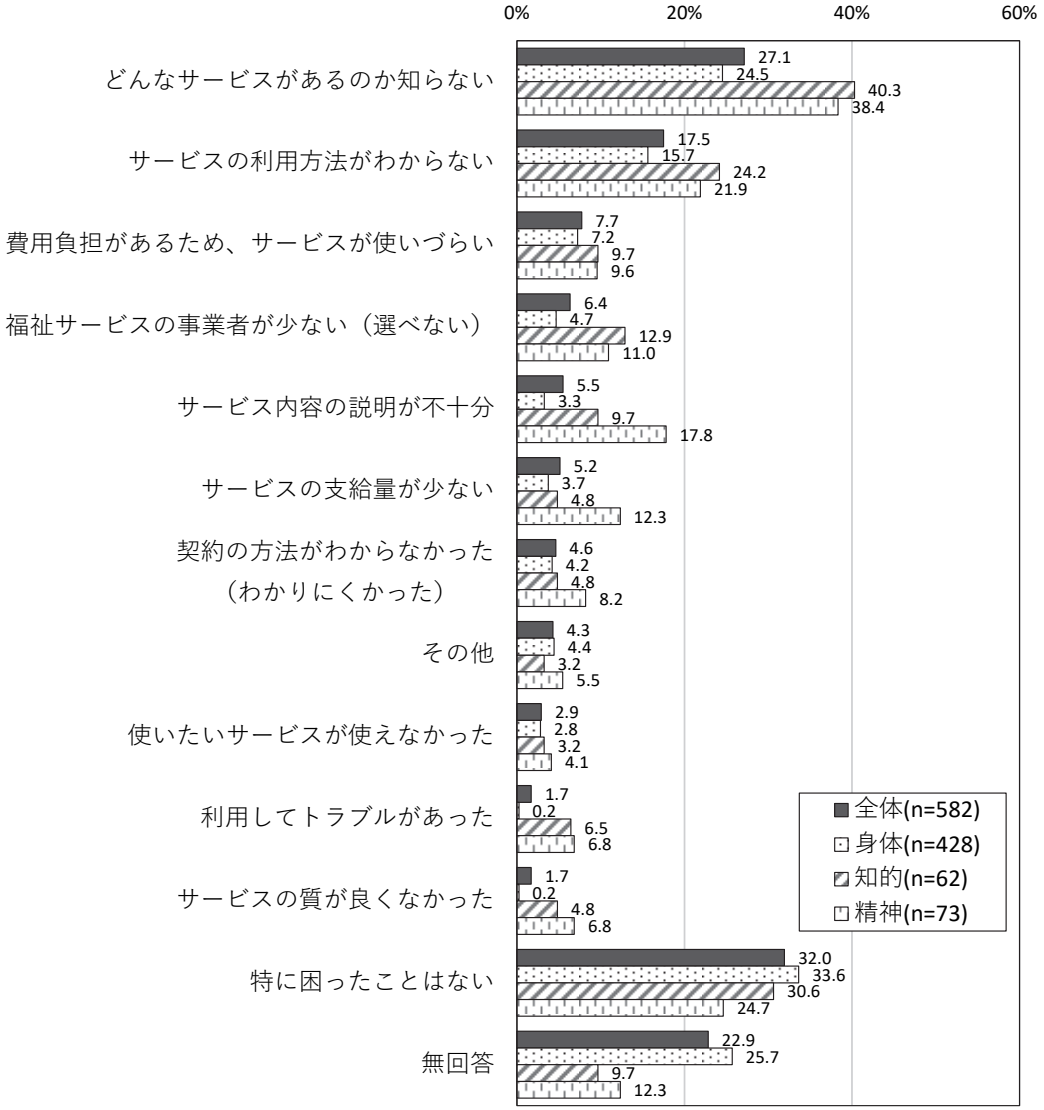

（２）障がいのある人が働くために必要なこと【複数回答】

全体では、「企業、上司、同僚が障がいのことを理解してくれること」が37.5%で最も多く、次いで「体調にあわせて休みや遅刻・早退ができること」（31.8%）、「障がいのある人が働きやすいように環境が工夫されていること」（29.2%）が続いています。

障がい種類別でみると、知的障がいは「障がいのある人が働きやすいように環境が工夫されていること」（51.6%）、「仕事に慣れるまで、誰かが付き添ってくれること」（30.6%）が、精神障がいは「給料が充実していること」（35.6%）が他の障がいに比べて多くなっています。

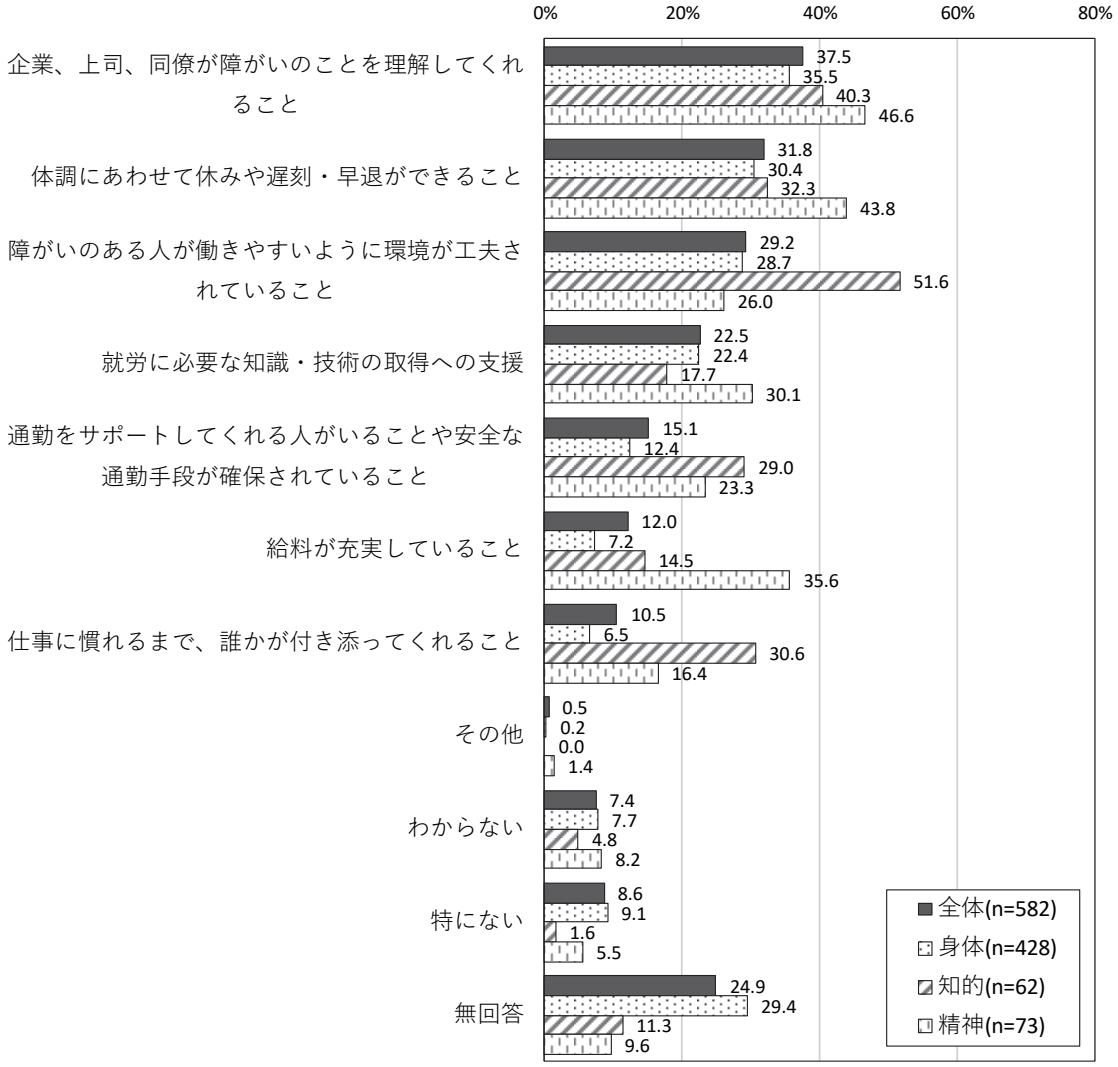

（３）相談しやすい体制のために必要なこと【複数回答】

全体では、「信頼できる相談者がいる」が36.6%で最も多く、次いで「ちょっとしたことでも気軽に相談に応じてくれる」（33.7%）、「専門的な知識が豊富な相談者がいる」（30.2%）が続いています。

障がい種類別でみると、知的障がいは「ちょっとしたことでも気軽に相談に応じてくれる」（51.6%）が最も多く、他の障がいと比べても多くなっています。また、精神障がいは「プライバシーが確保される」（34.2%）が他の障がいと比べて多くなっています。

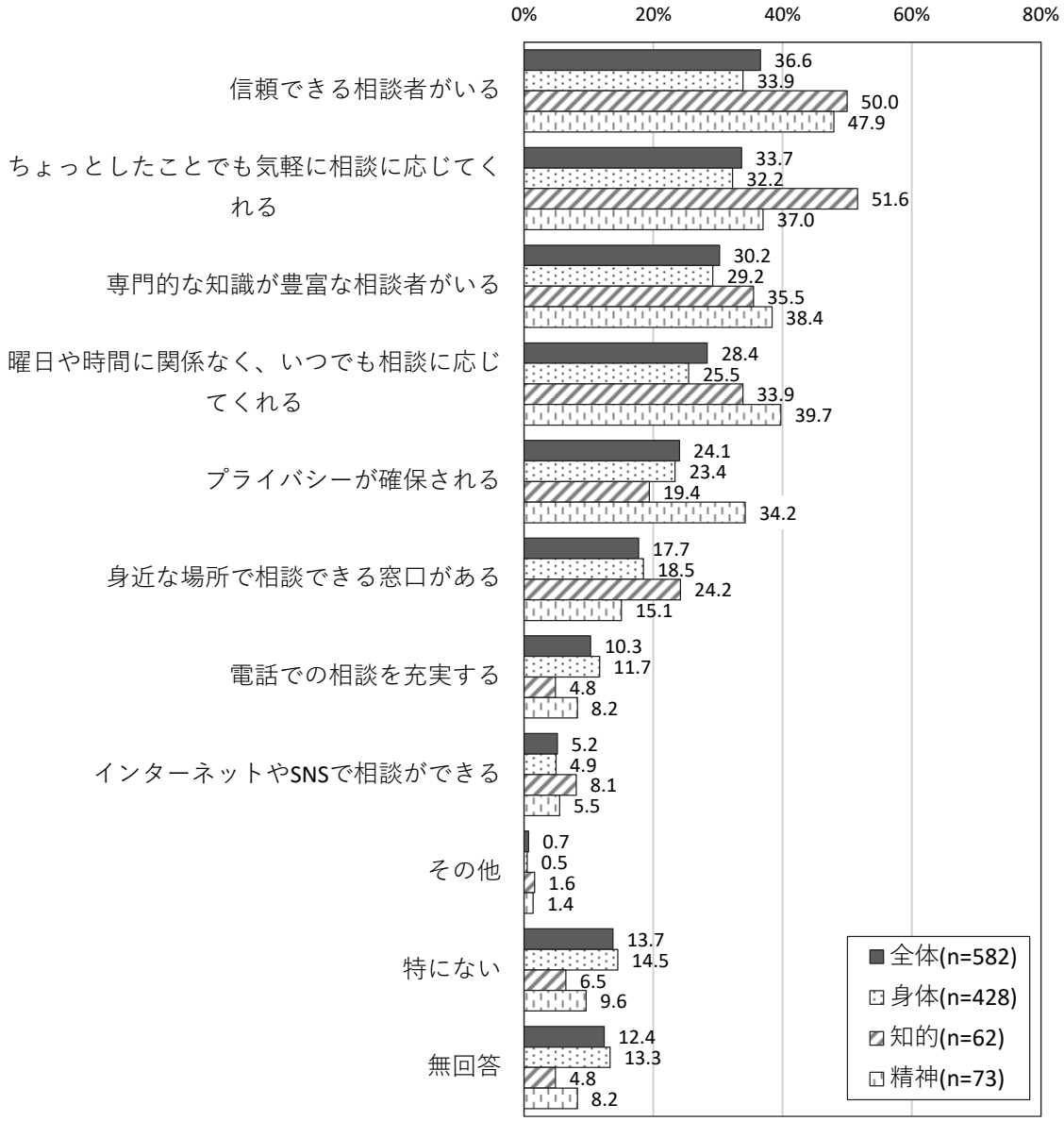

（４）災害時に希望する支援【複数回答】

全体では、「避難所への誘導」が41.6%で最も多く、次いで「障がいのある人に配慮した避難所運営」（39.5%）、「災害発生の連絡」（37.8%）が続いています。

障がい種類別でみると、身体障がいは「避難所への誘導」（41.1%）、知的障がいは「障がいのある人に配慮した避難所運営」（58.1%）、精神障がいは「災害時の安否確認」（43.8%）が最も多くなっています。

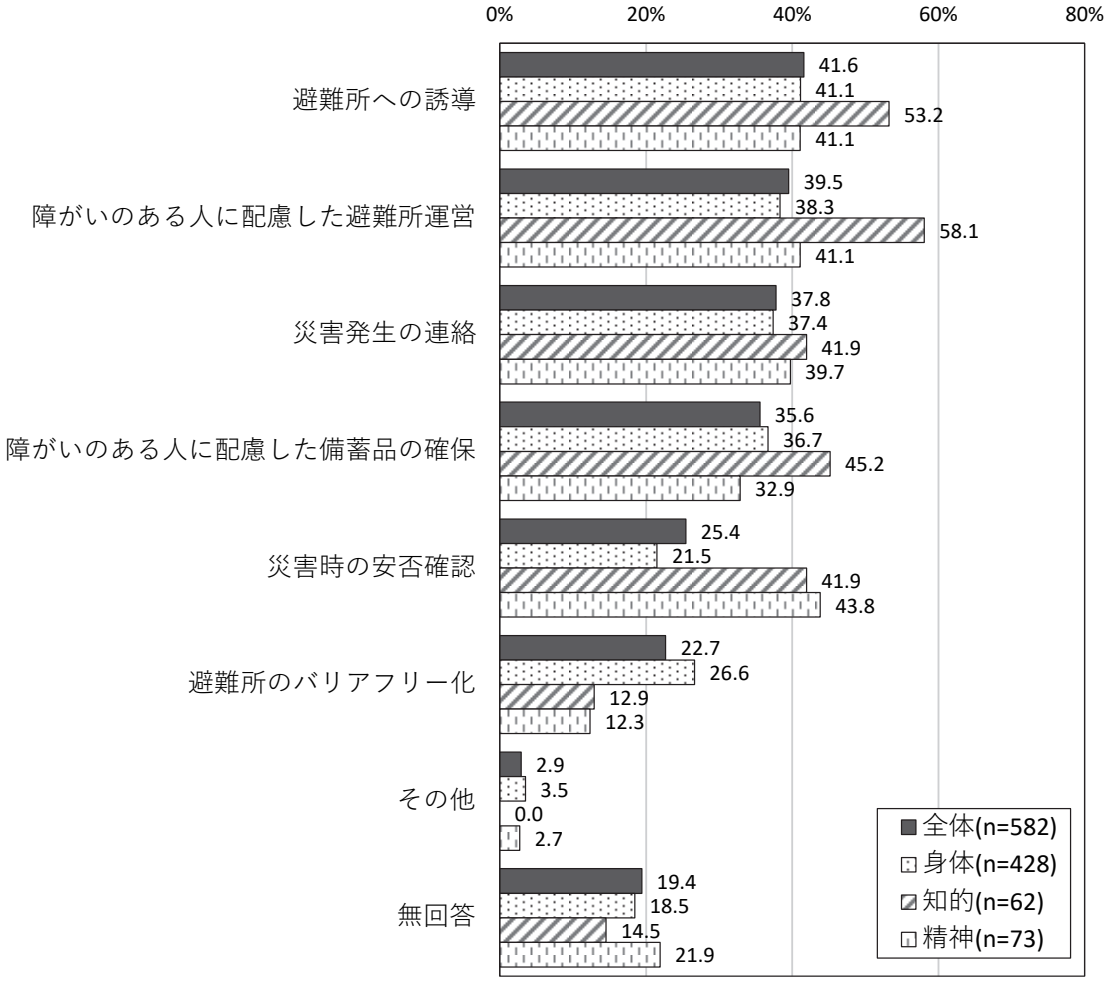

（５）希望する暮らしのために必要な支援【複数回答】

全体では、「経済的な負担の軽減」が53.8%で最も多く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」（33.3%）、「住宅で医療的ケアなどが適切に得られること」（27.5%）が続いています。

障がい種類別でみると、いずれの障がいも「経済的な負担の軽減」が最多回答となっていますが、身体障がいは「必要な在宅サービスが適切に適切に利用できること」、知的障がい及び精神障がいは「相談対応等の充実」が次点の回答となっています。

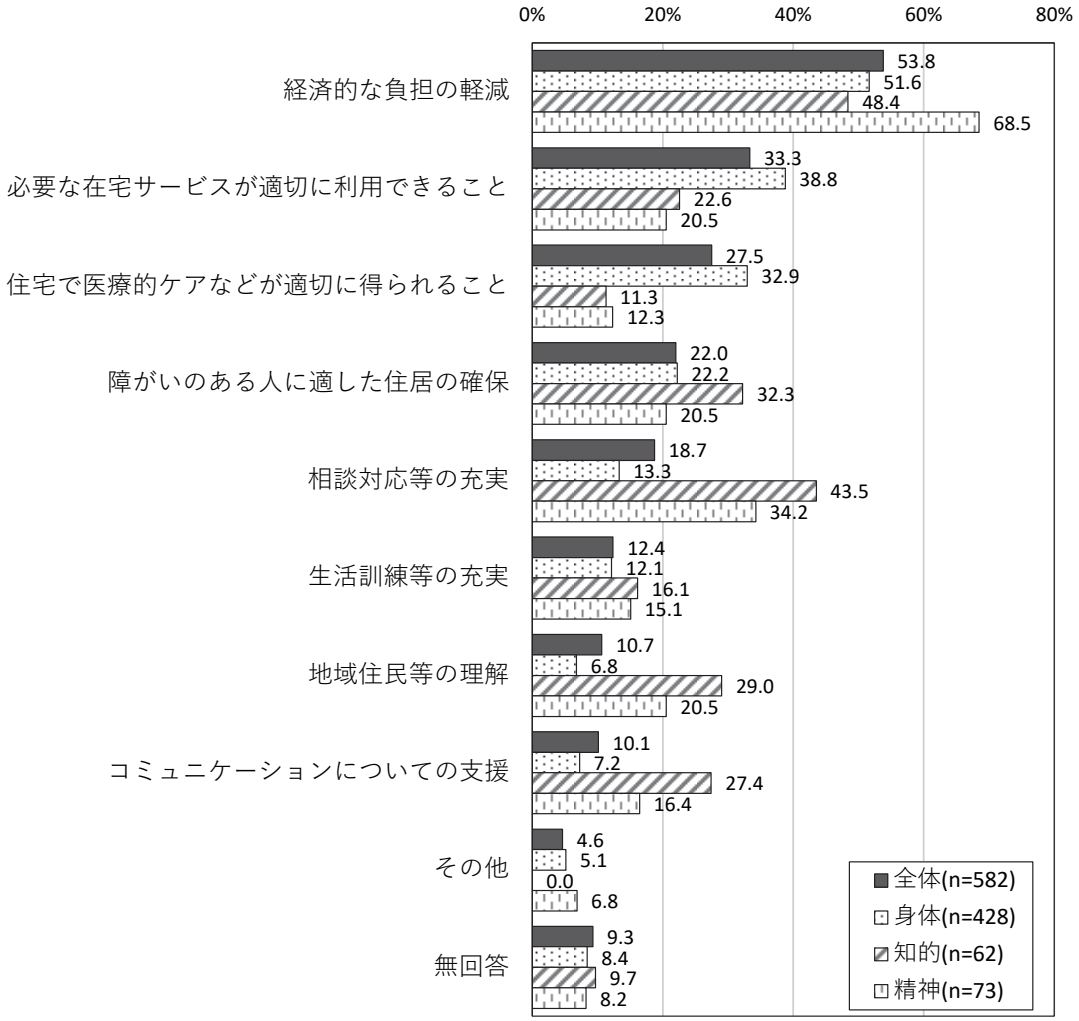

（６）障がい者が暮らしやすいまちにするために注力してほしいこと【複数回答】

全体では、「生活支援（福祉サービス）の充実」が48.3%で最も多く、次いで「保健・医療（リハビリをふくむ）の充実」（41.6%）、「生活環境の充実（災害時や住まいなどの支援、建物や道路などのバリアフリー※1など）」（28.7%）が続いています。

障がい種類別でみても、いずれの障がいも「生活支援（福祉サービス）の充実」が最多回答となっていますが、次点の回答をみると、身体障がいは「保健・医療（リハビリをふくむ）の充実」（47.9%）、知的障がいは「地域の方々の障がいについての理解の促進」（40.3%）、精神障がいは「雇用・就労の促進」（41.1%）となっています。

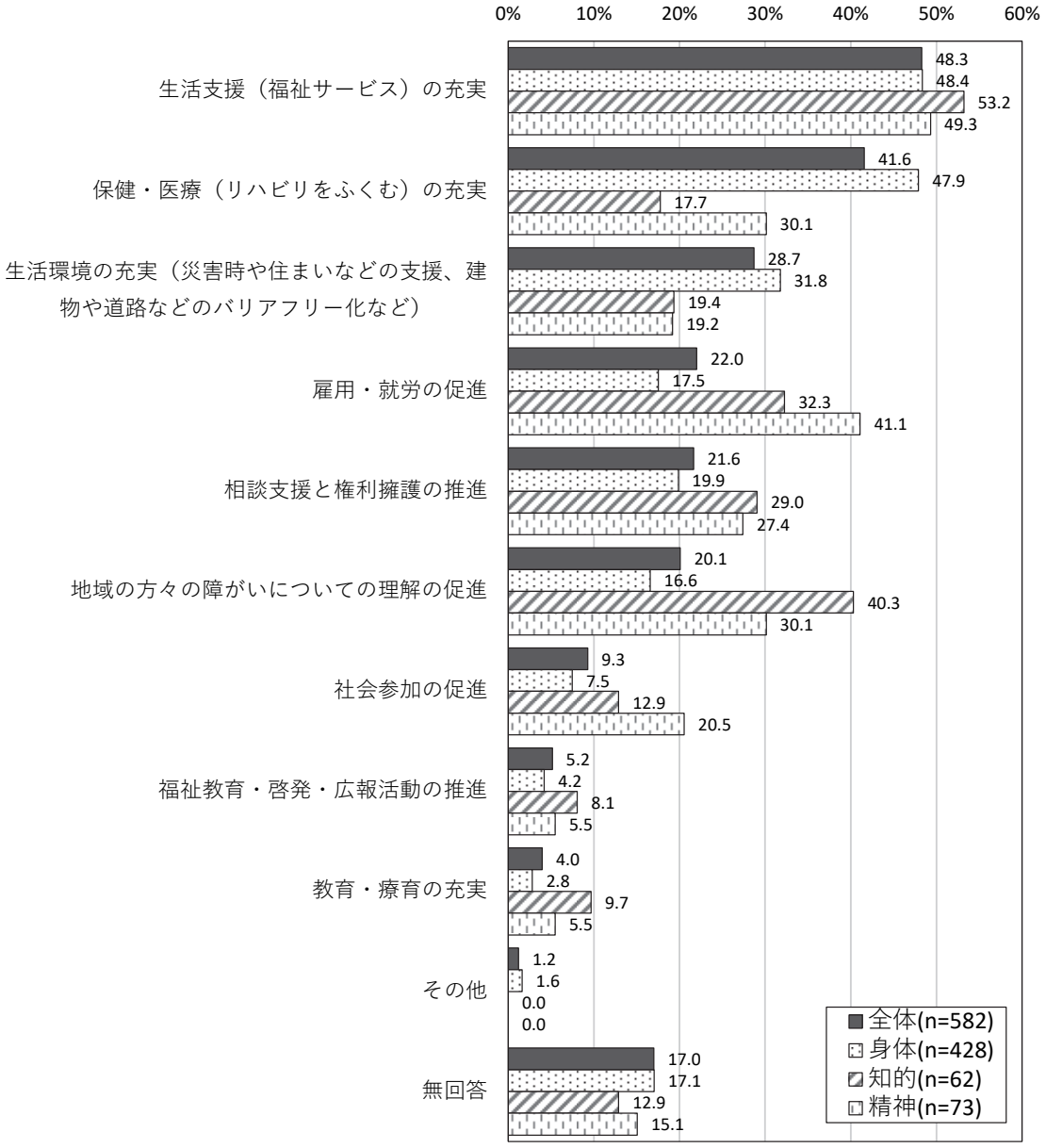

※1 バリアフリー
高齢者や障がいのある人が社会生活を送るうえで障壁となるものを取り除くこと。

２．障がい児の保護者を対象としたアンケート調査結果の概要

（１）福祉サービス利用時に困ったこと【複数回答】

「特に困ったことはない」が40.0%で最も多くなっていますが、福祉サービス利用時に困ったことの中では、「どんなサービスがあるのか知らない」（28.0%）、「福祉サービス事業者が少ない（選べない）」「サービスの利用方法がわからない」（ともに16.0%）が上位回答となっています。

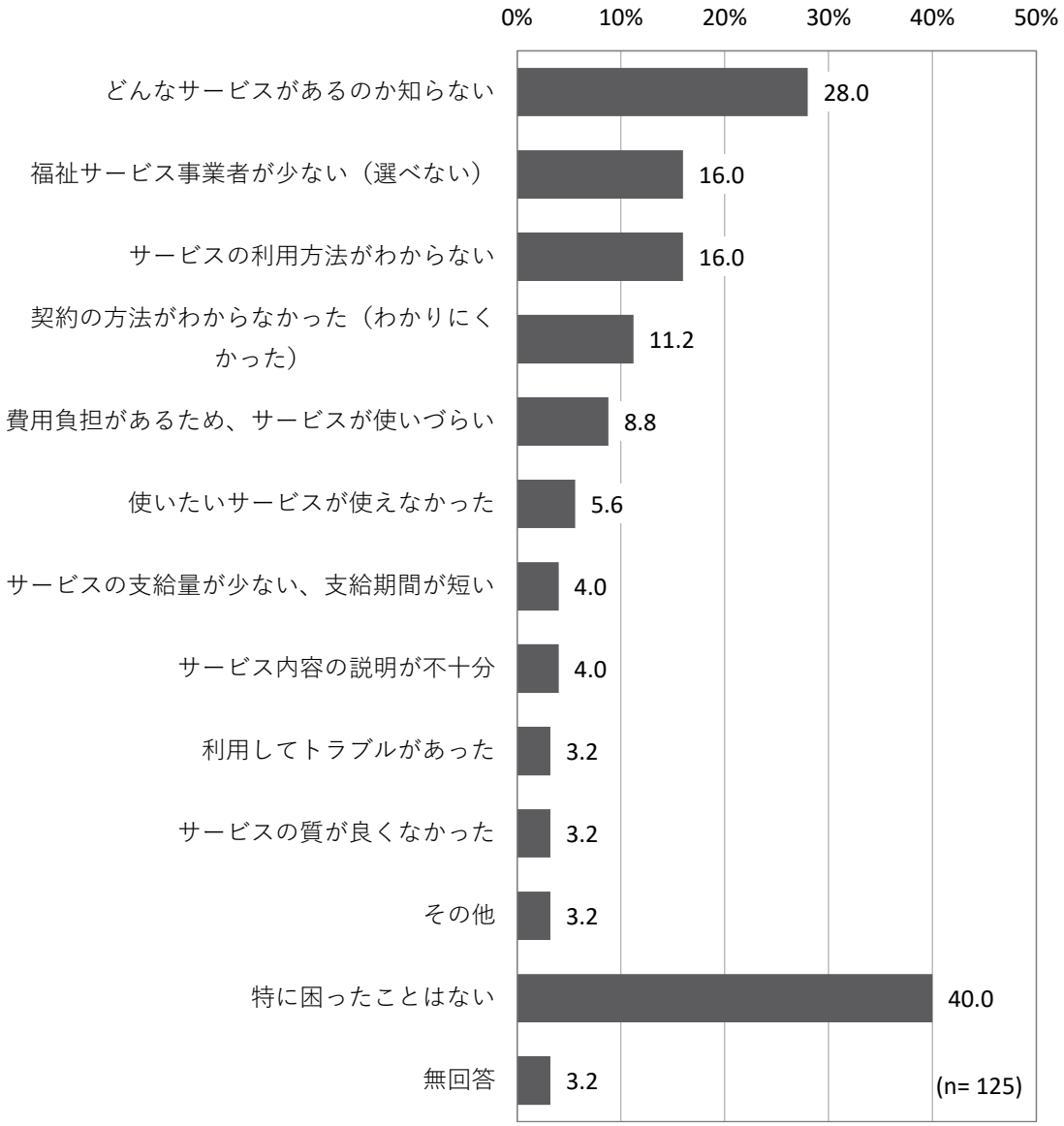

（２）お子さんが将来仕事に就くために重要だと思うこと【複数回答】

「企業、上司、同僚が障がいのことを理解してくれること」が44.0%で最も多く、次いで「就労に必要なコミュニケーション技術等の習得」（40.0%）、「障がいのある人が働きやすいように環境が工夫されていること」（33.6%）が続いています。

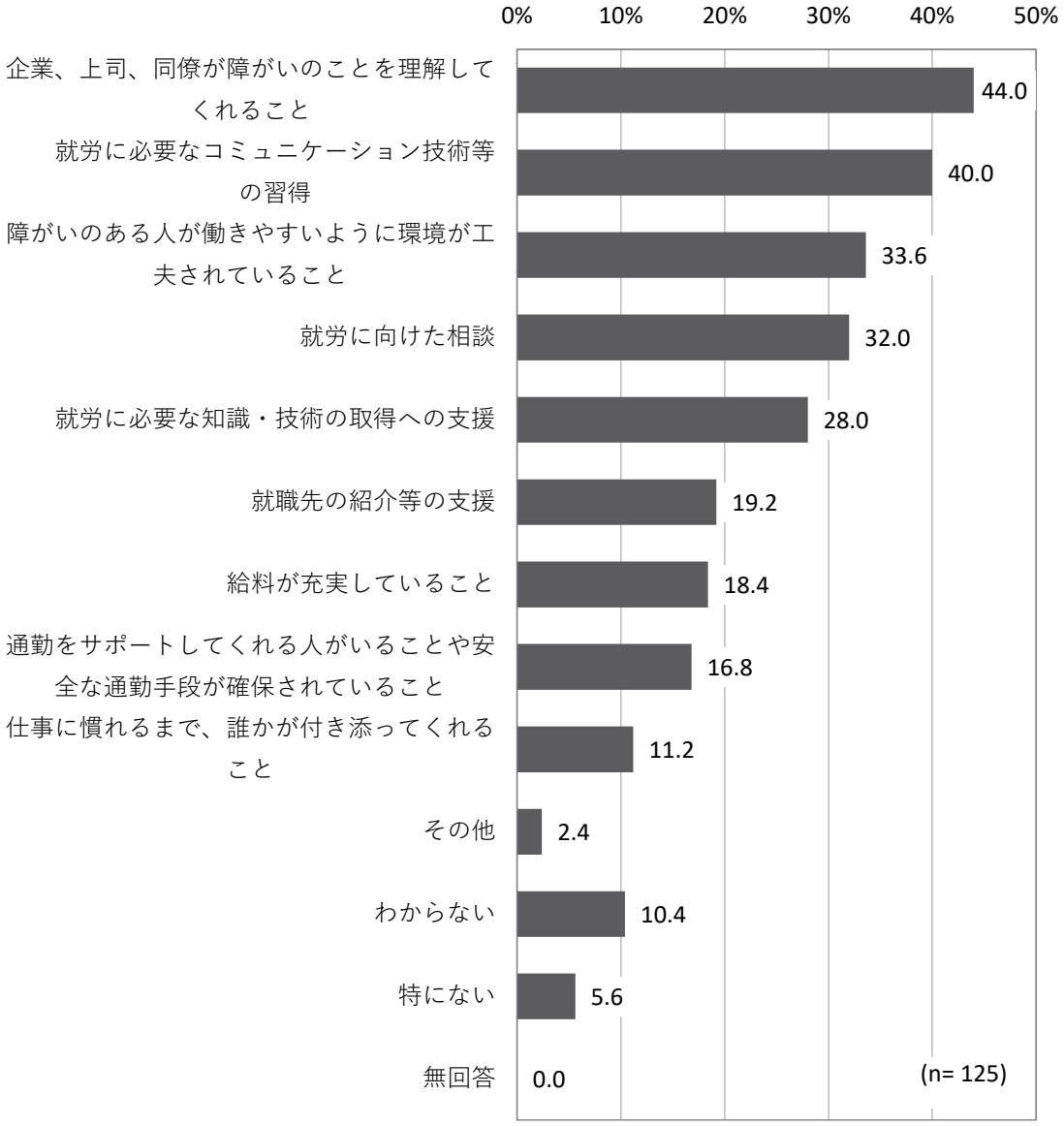

（３）相談しやすい体制づくりのために必要なこと【複数回答】

「信頼できる相談者がいる」が58.4％で最も多く、次いで「ちょっとしたことでも気軽に相談に応じてくれる」（57.6％）、「専門的な知識が豊富な相談者がいる」（54.4％）が続いています。

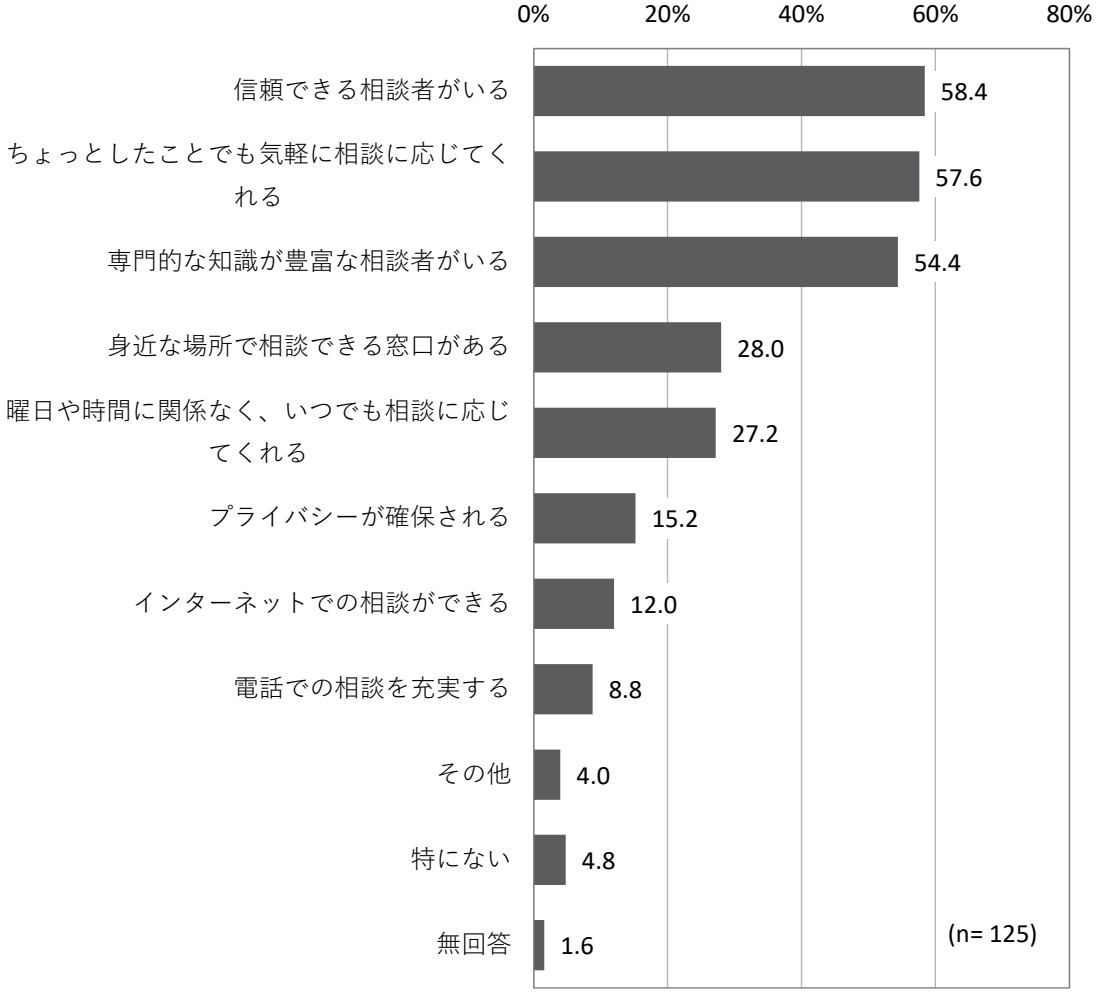

（４）災害発生時に希望する支援【複数回答】

「障がいのある人に配慮した避難所運営」が50.4%で最も多く、次いで「災害発生の連絡」（41.6%）、「避難所への誘導」（40.8%）が続いています。

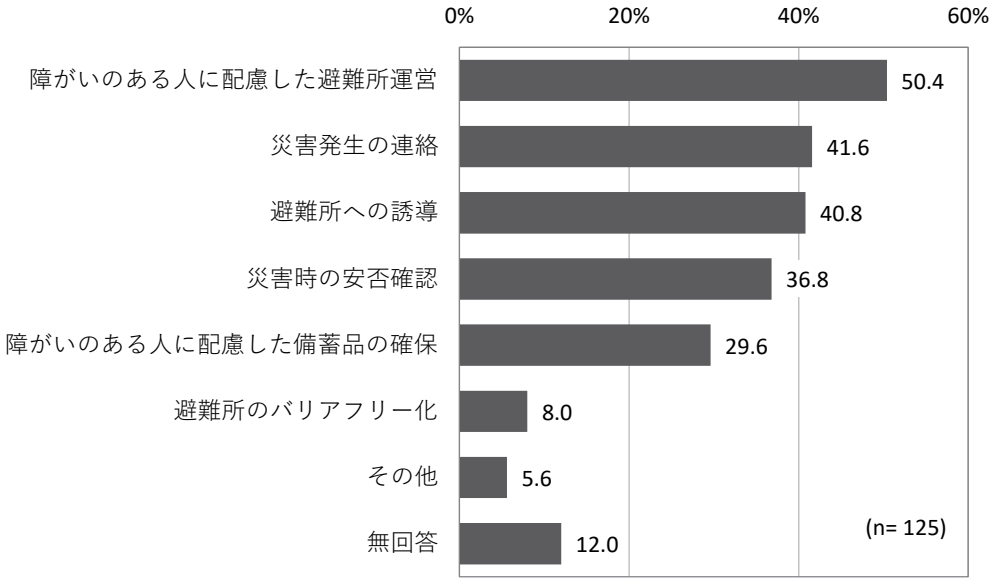

（５）教育や学校生活でさらに充実させるべき点（就学児童）【複数回答】

既就学児童の保護者に、教育や学校生活でさらに充実させるべきだと思う点を尋ねたところ、「学習指導」が41.6%で最も多く、次いで「教職員の理解・支援」（40.4%）、「友人との関係づくり」（39.3%）が続いています。

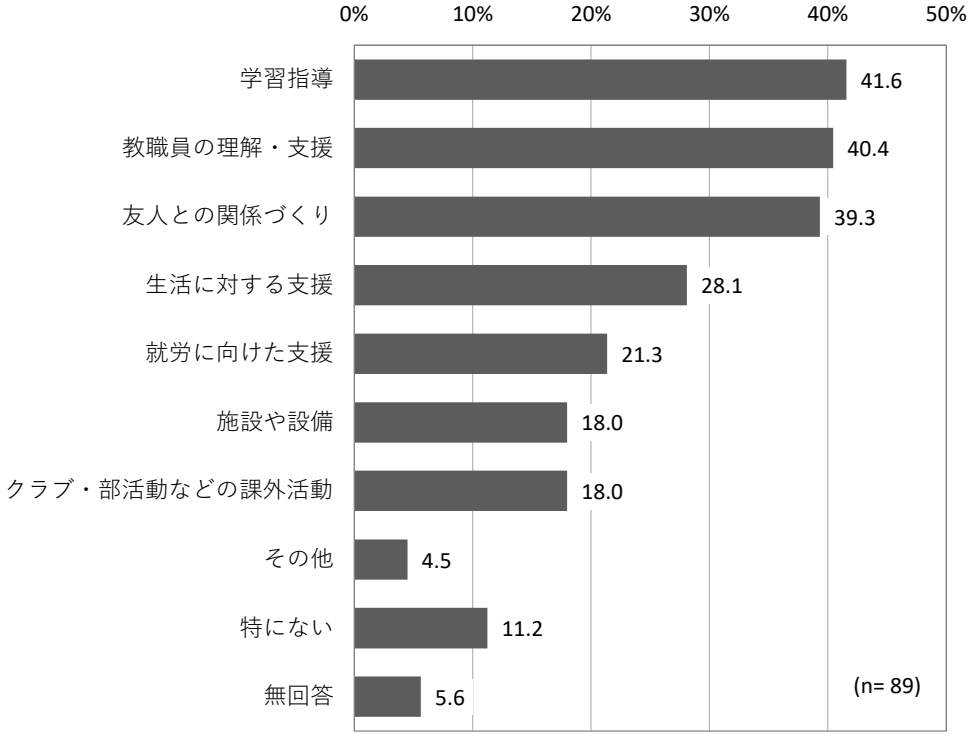

（６）療育や支援でさらに充実させるべき点【複数回答】

「友達など人とのかかわり方に対する支援」が40.0%で最も多く、次いで「学習に対する支援」（34.4%）、「費用に対する補助」（27.2%）が続いています。

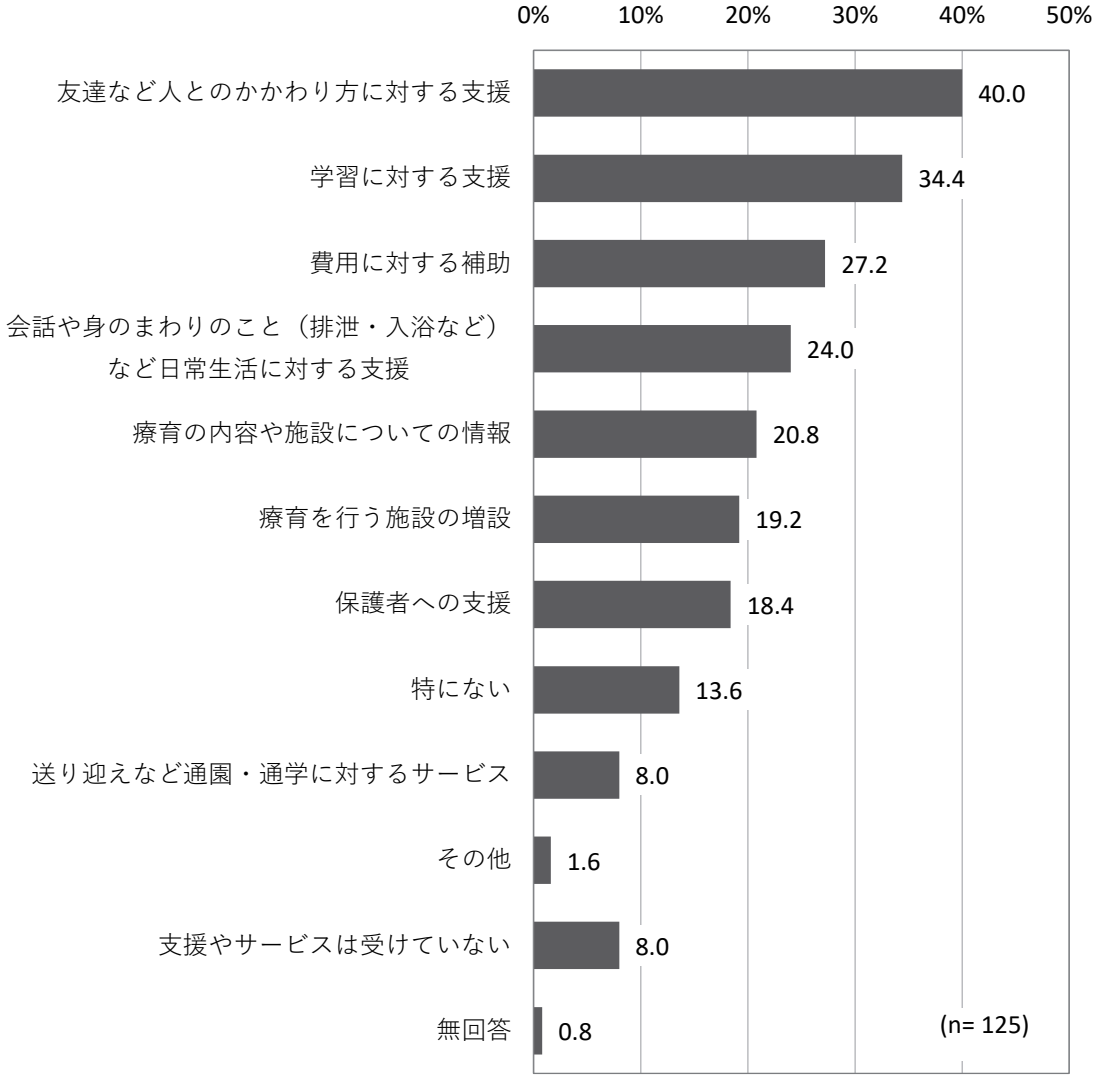

３．障がい者アンケート調査から分かる課題

（１）相談支援の充実

相談しやすい体制のために必要なことを全体でみると「信頼できる相談者がいる」「ちょっとしたことでも気軽に相談に応じてくれる」「専門的な知識が豊富な相談者がいる」が上位回答になっています。障がい種類別でみると、知的障がいのある人、精神障がいのある人は上位回答のそれぞれの割合が全体よりも高くなっており、相談支援に求める水準もより高くなっていると考えられます。

本町ではこれまでも相談支援体制の充実を図ってきており、一定の成果を挙げていると考えていますが、今後も障がいのある児童の相談支援を含め相談内容の多様化・専門化が進むと考えられることから、関係機関との連携強化や相談支援における質の向上など、相談支援体制の充実に向けた取組を継続していく必要があります。

（２）就労支援の充実

障がいのある人が働くために必要なことの中では「企業、上司、同僚が障がいのことを理解してくれること」が最も多く、障がい種類別でみると、知的障がいのある人や精神障がいのある人は「体調にあわせて休みや遅刻・早退ができること」「障がいのある人が働きやすいように環境が工夫されていること」の回答も多くなっています。

就労支援はこれまでと同様に充実が求められており、これまで本町で進めてきた就労支援を今後も充実させていく必要があります。

（３）暮らしやすいまちづくりのために力を入れるべきこと

障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりのために力を入れるべきこととして生活支援の充実が障がいの種類を問わず求められています。

また、福祉サービス利用時に困ったこととしては「どんなサービスがあるのか知らない」「サービスの利用方法がわからない」が上位回答となっています。

近年は福祉の担い手不足が深刻化しており、障がい福祉サービスの提供体制を維持すうためにも人材確保対策に力を入れていく必要あります。

加えて、福祉サービスの内容や利用方法に関する情報提供を相談支援と併せて今後も継続していく必要があります。

第４章　計画の推進体制

１．総合的な推進体制

この計画は、就労、医療、住宅、生活一般など幅広い分野にまたがった施策となっています。このため、庁内各課や関係機関との連携の強化、住民（地域）との協働関係の構築に取り組みます。

２．当事者の参加・協力

当町の実情に即したより効果的な施策展開を図るため、当事者の参加・協力の機会を設けるよう努めます。

３．進行管理

計画を着実に進めていくため、計画の実施及び進捗状況の把握、点検を行います。

また、住民ニーズへの的確な対応、社会・経済情勢や国の動向の変化に的確かつ柔軟に対応するよう、効果的な施策の展開など先進事例の研究に取り組みます。

第２編　第５期障がい者プラン

第１章　前期計画の推進状況

第４期障がい者プランの計画期間中（平成30年度～令和５年度）に推進した施策・事業に関して、庁内の各担当課の自己評価による実施状況（進捗度）を５段階で評価した結果は以下のとおりです。

■進捗評価の基準

評価の基準	得点
計画どおりに進捗しており、概ね順調である	100
現在、着手はしているが概ね順調とまではいえない	75
進捗は半分程度	50
計画から大幅に遅れている	25
実施していない	0

■施策の方向別の進捗度

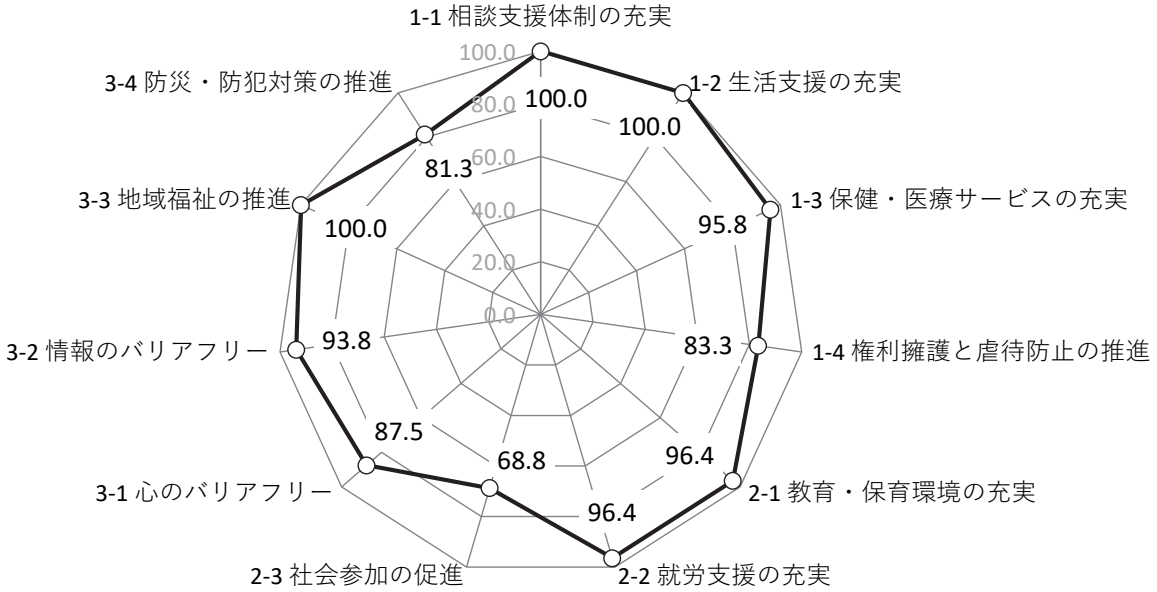

■基本目標別の進捗度

基本目標／施策の方向	施策数	実施状況※1（事業・取組数）					進捗度※2（%）
		A	B	C	D	E	
1　安心して暮らす	19	16	3	0	0	0	96.1
1-1 相談支援体制の充実	5	5	0	0	0	0	100.0
1-2 生活支援の充実	5	5	0	0	0	0	100.0
1-3 保健・医療サービスの充実	6	5	1	0	0	0	95.8
1-4 権利擁護と虐待防止の推進	3	1	2	0	0	0	83.3
2　ともに学び・働き・参加する	18	14	3	0	0	1	90.3
2-1 教育・保育環境の充実	7	6	1	0	0	0	96.4
2-2 就労支援の充実	7	6	1	0	0	0	96.4
2-3 社会参加の促進	4	2	1	0	0	1	68.8
3　ともに支え合う	15	9	6	0	0	0	90.0
3-1 心のバリアフリー	4	2	2	0	0	0	87.5
3-2 情報のバリアフリー	4	3	1	0	0	0	93.8
3-3 地域福祉の推進	3	3	0	0	0	0	100.0
3-4 防災・防犯対策の推進	4	1	3	0	0	0	81.3
計画全体	**52**	**39**	**12**	**0**	**0**	**1**	**92.3**

※１：評価は、A:概ね達成、B:75%程度達成、C:50%程度達成、D:25%程度達成、E:未実施
※２：進捗度は５段階評価のスコア（A:100%、B:75%、C:50%、D:25%、E:0%）による加重平均の値

計画全体でみると、合計52施策のうちＡ評価及びＢ評価の合計が51施策となっており、全体として自己評価による施策の進捗度は高い状況となっています。

施策の方向別にみても進捗度が90%を超えているものが多くなっていますが、進捗度が90%未満をみると、「１　安心して暮らす」の中では「1-4 権利擁護と虐待防止の推進」が83.3%となっており、虐待防止及び差別解消に関して積極的には活動を行ってこなかったことから進捗度が低くなっています。

また、「２　ともに学び・働き・参加する」の中では、「2-3 社会参加の促進」が68.8%と低くなっています。これは、「スポーツ、レクリエーション参加の支援」が未実施であったことが大きな要因になっています。

「３　ともに支え合う」の中では、「3-1 心のバリアフリー」（87.5%）、「3-4 防災・防犯対策の推進」（81.3）の進捗度が低くなっています。

「3-1 心のバリアフリー」では、障がいに関する情報の発信や啓発活動で進捗度がやや低くなっており、「3-4 防災・防犯対策の推進」では要配慮者情報の把握はできているものの、支援体制の構築までに至っていないことがその要因となっています。

第２章　計画の基本的な考え方

１．基本理念

平成23年8月に一部が改正された障害者基本法では、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」という理念が掲げられています。

この考え方は、障がいのある人もない人もともに地域で生活する仲間として人権を尊重し、協働によるまちづくりを進めていく、という考え方につながっています。

障害者基本法が掲げる理念に基づき、当町は全ての障がいのある人の自立と社会参加をめざすとともに、障がいの有無にかかわらず、町民の誰もが地域の中で暮らせるまちづくりをめざしてきました。

今回策定する計画においてもこの考え方を踏襲し、障がい者福祉における「ノーマライゼーション」の理念のもと、障がいのある人もない人も自分らしく暮らすことができ、住みやすく暮らしやすいまちづくりを推進するため、次の基本理念を掲げます。

－ 基本理念 －

誰もが地域の中で
自分らしく暮らせるまち

２．施策体系

基本理念

誰もが地域の中で自分らしく暮らせるまち

基本目標	施策の方向
基本目標１ 安心して暮らす	１．相談支援体制の充実 ２．生活支援の充実 ３．保健・医療サービスの充実 ４．権利擁護・虐待防止の推進
基本目標２ ともに学び・働き・参加する	１．教育・保育環境の充実 ２．就労支援の充実 ３．社会参加の促進
基本目標３ ともに支え合う	１．心のバリアフリー ２．情報のバリアフリー ３．地域福祉の土壌づくり ４．生活安全対策の推進

第３章　推進する施策

基本目標１　安心して暮らす

１．相談支援体制の充実

〔現状・課題〕

■町内の相談支援事業所は４箇所整備されており、行政や福祉事業所と連携を図りながら障がいのある人の多種多様な相談内容に対して相談支援を行っています。また、地域ケア会議※2や障害者自立支援協議会を通じて、関係機関との連携体制を構築しています。

■当町では重層的支援体制整備事業の包括的支援事業として介護・障がい・子ども・生活困窮の各分野において実施している既存の相談支援を一体として実施しており、町民からの相談を幅広く受け止める体制づくりを行っています。

■アンケート調査によると、相談しやすい体制づくりに必要なこととして、「信頼できる相談者がいる」「ちょっとしたことでも気軽に相談に応じてくれる」「専門的な知識が豊富な相談者がいる」が上位回答となっており、これらの内容を踏まえた上で、相談支援体制のさらなる充実を図っていく必要があります

〔方　針〕

▽複合的なニーズを持った障がいのある人の相談に総合的に対応できるよう、行政と相談支援事業者を中心とした相談体制を充実させるとともに、広域的、専門的な相談支援機関との連携を図ります。

▽地域ケア会議や障害者自立支援協議会の機能を活かし、障がい者支援における課題の整理と対応策の検討を行います。

※2　地域ケア会議
　医療、介護等の多職種が協働して高齢者や障がいのある人の個別課題の解決を図るとともに、個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題の明確化と情報共有を図る会議のこと。

事　業	内　容
総合的な支援体制の整備	重層的支援体制整備事業の包括的支援事業を継続し、相談支援を一体として実施します。 また、相談者が身近な場所で、気軽に相談・情報収集ができるよう、相談支援事業所の充実に努めます。
関係機関との連携強化と情報共有	基幹相談支援センターや相談支援事業所、医療機関など関係機関との連携により相談機能の強化を図り、相談機能の質の向上をめざします。 また、保健・医療・福祉などの連携による支援を行うための体制として、地域ケア会議や障害者自立支援協議会を開催します。
精神障がいのある人の相談体制	精神障がいのある人の相談への対応をさらに充実できるよう、情報収集や関係機関との連携など相談支援事業所への支援を行います。 また、保健・医療・福祉関係者等による協議を行い、精神障がいのある人への支援について情報共有を図ります。
地域生活支援事業による相談支援	地域生活支援事業の必須事業として実施している各種相談事業を今後も継続します。

２．生活支援の充実

〔現状・課題〕

■これまで、障がいのある人のための様々な制度改革が行われましたが、町内障がい福祉サービス事業所の協力のもと、障害者総合支援法に基づくサービスや地域生活支援事業など障がい福祉サービスの充実に努めてきました。

■当町では障害者手帳所持者数は全体でみると減少傾向にありますが、療育手帳所持者数及び精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあります。また、身体障がいのある人は高齢化が進んできているほか、障がいの重度化・重複化への対応も求められています。

■障がいのある子どもへの支援の面では、当町における児童発達支援及び放課後等デイサービス提供体制の充実が図られてきていますが、全国的な傾向と同様に当町でも特別支援学級に通う児童・生徒数に増加傾向がみられるため、障がい児支援のニーズを把握するとともに適正なサービス提供体制を確保していく必要があります。

■地域での生活を希望する障がい者が、生涯を通じて自らの選択により、一人ひとりのニ

ーズに沿った必要なサービスを利用しながら、地域での生活を継続できるよう、生活を支える福祉サービスの充実を図ることが必要となっています。一方、サービスを支える障がい福祉サービス事業所では人材の確保が大きな課題となっています。

〔方　針〕

▽障がいのある人自身が必要なサービスを選択し、決定することができるよう、障害者総合支援法によるサービスの充実を図るとともに、町が実施する地域生活支援事業等のサービスの充実を図ります。

▽障がいのある子どもの支援の充実を図るとともに、障がいのある子どもを介護する家族への支援に取り組みます。

事　業	内　容
障がい福祉サービスの量や質の確保	障害者総合支援法に基づき、訪問系、日中活動系、居住系など各種障がい福祉サービス事業所の拡充に努めます。
障がいのある子どもへのサービスの量や質の確保	児童福祉法に基づき、障がいのある子どもを支援するサービスの拡充に努めます。
地域生活支援事業の推進	地域生活支援事業として提供している「地域活動支援センター」「日中一時支援事業」を今後も継続し、障がいのある人とそのご家族への支援を行います。
地域生活支援拠点等の充実	町内に２箇所整備されている地域生活支援拠点等※3の機能を通じて、障がいのある人への様々な支援を切れ目なく提供できる体制を維持します。 今後も、地域生活支援拠点等の体制充実に向けて事業所への働きかけを行います。
ケアラー（介護者）支援の充実	短期入所や日中一時支援等のサービス提供体制により、ケアラー※4に対する支援を行います。 また、当事者同士のサロン活動や介護者の家族会をはじめとする様々な交流活動を支援するとともに、町民への周知を図ります。

※3 地域生活支援拠点等
障がいのある人の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等で、相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくりの機能が求められています。

※4　ケアラー
高齢、障がい、疾病その他の理由により援助を必要とする家族、友人その他の身近な人に対し、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者をいう。

事　業	内　容
介護人材確保への支援	町内で福祉サービスを提供している事業所の人材確保を支援するため、介護人材の確保・定着に向けた奨励金の支給を検討します。

３．保健・医療サービスの充実

〔現状・課題〕

■当町では、妊婦の健康診査から高齢者の介護予防まで、あらゆるライフサイクルに沿った取組を推進し、障がいの要因となる疾病の予防とともに、障がいを早期に発見し対応できる体制の構築に努めてきました。

■乳幼児検査では、障がいや発達の遅れを早期に発見し、的確な相談・指導体制に結びつけることができるよう専門職を健診スタッフに加え、健診体制の強化を行っています。また、令和３年度から５歳児健診を開始し、発達や情緒、社会性や集団行動の場面で問題がある児童を早期に発見し、児童や保護者へ早期に支援を開始するための取組を行っています。

■特定健診や各種がん検診は受診率が低いことが課題となっており、特定健康診査や基本健康診査の費用を無償化したほか、がん検診で40歳と60歳に無料クーポンを送付するなど、受診率向上の取組が効果をみせはじめているところです。

〔方　針〕

▽妊娠、出産にかかわる異常を早期に発見するため、妊婦健診の勧奨を行うとともに、障がいの早期発見や早期療育、育児支援のため、新生児や乳幼児の健康診査を実施します。

▽生活習慣病などの疾病による障がいを予防するため、今後も成人を対象とした健康診査や健康教育等を実施します。

▽かかりつけ医を中心とした身近な診療と病院が連携し、在宅医療のニーズに応えます。

▽医療費の負担軽減を図ります。

▽在宅で療養している難病患者を支援します。

事　業	内　容
乳幼児期における障がいの早期発見	障がいや発達の遅れを早期に発見し、的確な相談・指導体制に結びつけることができるよう、専門職を健診スタッフに加えるなど、健診体制の強化のための支援を行います。 健診後に精密検査や経過観察が必要となった子ども及び保護者に対し、幼児期、学齢期及び成人までの一貫したフォロー体制を確立し、支援の充実に努めます。
療育訓練への支援	関係機関との連携により、障がいや発達の遅れのある子どもに早期に療育訓練を提供・継続できるよう支援します。
生活習慣病の予防	各種健康診査費用の無料化及びがん検診の無料クーポン券の配布を継続し受診率の向上を図ります。 また、健康教育や健康相談の充実を図るとともに、健診後の保健指導を積極的に行い、健康づくりの推進及び生活習慣病の予防を図ります。
地域医療の充実	医療機関との連携により、障がいの早期発見や医療的ケア、療育訓練などの継続した保健医療サービスを提供します。 また、救急医療在宅当番医制度等を継続し、救急医療体制の確保に努めるとともに、住民に周知します。
医療助成支援	障害者総合支援法に基づく「自立支援医療」の支給を行い、適正・的確な運用に努めます。
難病患者への支援	障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスや七飯町保健福祉在宅サービス条例に基づき、柔軟にサービスを提供します。

４．権利擁護と虐待防止の推進

〔現状・課題〕

■日常生活上の判断能力が不十分な高齢者や障がいのある人などに対して、本人を不利益から守る成年後見制度※5があります。当町では相談支援事業や広報ななえ等により成年後見制度の周知を図っているほか、令和3年度から「成年後見セミナー」を毎年開催し、

※5　成年後見制度
知的障がい、精神障がい、認知症などによってひとりで決めることに不安や心配のある人がいろいろな契約や手続をする際に支援を行う制度。

制度の利用促進を図っています。

■家族の高齢化に伴い、障がいのある人の成年後見制度のニーズは高まってくると考えられるため、分かりやすい制度の説明や周知は今後も課題となります。また、司法手続きにおいても、障がい特性に応じた情報伝達が求められています。

■平成28年４月１日から障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として「障害者差別解消法」が施行され、「不当な差別的取扱い※6」の禁止や「合理的配慮※7」の提供が求められることになりました。役場では対応要領を作成し、窓口での対応をはじめとして障がいのある人への正当な対応に努めています。

〔方　針〕

▽障がいのある人や家族に対して、権利擁護、権利行使について分かりやすい説明や情報提供を行います。また、関係機関が連携して障がいのある人の権利擁護に努めます。

事　業	内　容
成年後見制度の周知と利用者への支援	成年後見セミナーの開催等を通じて成年後見制度の周知・啓発を図ります。 また、成年後見制度の利用が必要な方で、身寄りがないなどの事情で申し立てができない場合は、町長が代わって申し立てを行うことにより、利用を支援します。
虐待防止と差別解消の周知・啓発	障がいのある人に対する虐待防止や差別解消のため、関係者に対する意識啓発や地域での啓発に取り組みます。
虐待の早期発見・早期対応	保健福祉関連部署や福祉関係機関との連携により、虐待の早期発見・早期対応を行う体制づくりを推進します。 また、虐待に関する個別ケース検討や情報共有などを図り、虐待の未然防止を図ります。

※6 不当な差別的取扱い
国・都道府県・市町村などの役所や会社や店などの事業者が、障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として差別すること。

※7 合理的配慮
障がいのある人が障がいのない人と平等に人権を享受し行使できるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する障がい・困難さを取り除くための、必要な配慮のこと。

基本目標２　ともに学び・働き・参加する

１．教育・保育環境の充実

〔現状・課題〕

■当町には北海道七飯養護学校が設置されているほか、小中学校には障がいに応じた特別支援学級を設置しています。また、町内では全保育施設で障がい児保育を行っているほか、放課後児童クラブでも障がいのある子どもの受け入れを行っています。

■特別支援学級に在籍している児童・生徒については、個別の教育支援計画や指導計画を作成し、個別支援を行っています。また、５歳児健診と併せて就学準備相談を実施し、関係課と情報共有を図っています。

■幼児期から小学校、小学校から中学校等次のステップに移行するときには、ケースの状況など引き継ぎを実施し、共有化を図っています。

■放課後等デイサービス事業所が充実してきたことにより、障がいのある子どもが療育を受ける機会の提供、家庭以外の居場所の確保が進んできましたが、今後も障がい児福祉サービスの充実が望まれます。

■福祉教育においては、交流教育として北海道七飯養護学校と中学校の交流を行っているほか、特別支援学級と普通学級の交流も行われています。

〔方　針〕

▽障がいのある児童・生徒が一人の人間として、その能力を最大限に伸ばしていくよう、一人ひとりの個性や特性など教育的ニーズに応じた特別支援教育の内容や支援体制の充実を図ります。

▽障がいのある子どもの成長に合わせて切れ目のない支援を継続するために、関係機関が連携して子どもが育つ環境を総合的に整えていきます。

▽情報提供と相談体制の充実を図り、保護者の不安の解消に努めます。

事　業	内　容
障がい児保育の推進	町内の保育所において、個々の状態に配慮した保育・教育を実践するため、保育士や幼稚園教諭の研修機会を確保し、保育・教育の質の向上に努めます。また、子どもの発達に配慮した施設の整備に努めます。

事　業	内　容
適切な教育機会の提供	LD※8やADHD※9、高機能自閉症などの発達障がいも含め、障がいに応じた特別支援学級を設置するとともに、施設・設備に配慮しつつ、個別の教育支援計画や指導計画を作成し、個別支援を行います。また、特別支援学校との連携や巡回相談や特別支援教育パートナー・ティーチャー派遣事業の活用により専門性の高い教育に努めます。
放課後支援の推進	障がいのある子どもの放課後の居場所を充実させるため、放課後等デイサービスの拡充に努めるとともに、放課後児童クラブでの受け入れを推進します。
一貫した保育・教育の推進	各小中学校、特別支援学校、教育委員会、子育て支援課などと連絡協議しながら、特別な支援を要する子どもの指導法等について情報共有を図ります。
交流及び共同学習の推進	共生社会の形成に向けて、人権教育や道徳教育等で障がいのある人への理解を深めます。 また、特別支援学級と通常の学級間の交流や特別支援学校等との交流により、障がいのある子どもとない子どもがともに活動していく機会を拡充していきます。
発達障がいへの適切な対応	学校教育における発達障がいに関する共通理解を深めるため、教職員に各種講習や研修会等の周知を図ります。 また、広報ななえや町ホームページで就学相談の案内を周知するとともに、５歳児健診で就学準備相談会を実施します。
卒業後の支援の充実	障がいのある児童・生徒が、義務教育終了後に自分の適性と障がいに応じた進路が選択できるよう情報提供や相談体制等の充実に努めます。

※8 ＬＤ（学習障がい）
全般的な知的発達には問題がないが、読む、書く、計算するなど特定の事柄のみがとりわけ難しい状態をいいます。

※9 ＡＤＨＤ（注意欠如・多動性障がい）
明らかな脳障がいは認められないが、頭部外傷や髄膜炎、脳炎などの後遺症と同様の多動などの行動異常を示す症状を指します。落ち着きがなく気が散りやすい、静かに遊んだり勉強をすることができない、おしゃべりが多く質問が終わらないうちに答えるなどの特徴があります。

２．就労支援の充実

〔現状・課題〕

■就職が大きな壁であると同時に、職場定着が難しいことも障がいのある人の雇用が進まない要因となっています。短時間労働など障がいのある人の状態に合った柔軟な働き方が求められており、生活面や精神的な支援など総合的な支援体制が必要です。

■当町では、障がい福祉サービス事業者により就労継続支援（Ｂ型）が整備されており、福祉的就労を支援するサービスが提供されています。就労移行支援や就労継続支援（Ａ型）は当町には整備されておらず、近郊の事業所を利用している状況です。

■就職を希望する人や在職中の人が抱える課題に応じて、雇用及び福祉の関係機関が連携し、就業面や生活面の一体的な支援を行う「障害者就業・生活支援センター※10」が全国に設置されており、当町は函館市の「道南しょうがい者就業・生活支援センターすてっぷ」がその役割を担っています。

■しかし、就労を希望する障がい者を取り巻く雇用情勢は依然厳しい状況にあり、全ての関係者が協力し、就労から職場定着、離職後の再就職まで、切れ目なく支援することが必要とされています。

〔方　針〕

▽就労支援事業所を確保しながら、就業・生活支援センター等との連携を図り、雇用促進を図るとともに、生活も含めた総合的支援を推進します。

▽一般就労の門戸を広げるため、企業に対して障がい者雇用の理解の促進を図ります。

▽役場における障がい者雇用を推進するとともに、役場等公共部門からの発注にも配慮していきます。

※10 障害者就業・生活支援センターの役割

＜就業面での支援＞

〇就業に関する支援

就職に向けた相談支援、就職に向けた準備支援（職場実習又は職業準備訓練のあっせん等）、就職活動の支援（ハローワークへの同行等）、職場定着に向けた支援（職場訪問による適応状況の把握等）

〇障がいのある方それぞれの障がい特性を踏まえた雇用管理についての事業所に対する助言

〇関係機関との連絡調整

＜生活面での支援＞

〇日常生活・地域生活に関する支援（生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言、住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言）

〇関係機関との連絡調整

事　業	内　容
総合的な就労支援体制の整備	「道南しょうがい者就業・生活支援センターすてっぷ」等との連携を図り、就労への総合的な支援体制を整備します。
障がい者雇用の普及・啓発	障害者自立支援協議会就労部会において就労支援ネットワークを立上げ、雇用の促進を図ります。 また、事業者に対する積極的な情報提供を通じて、理解と協力を求め、障がいのある人の就労機会の発掘に努めます。
福祉的就労の充実	町内の事業所の協力のもと、就労継続支援（Ｂ型）による福祉的就労の場を確保します。また、近隣自治体との連携により、就労移行支援及び就労継続支援（Ａ型）のサービスを提供します。
一般就労の促進	関係機関との連携を強化し、就労に向けた情報提供や適切な支援が行えるよう、就労支援体制の充実に努めます。 また、事業者からの問い合わせに適切に対応するとともに、事業者に対する障がい者雇用の働きかけを継続的に行います。
職場定着支援	就職後の生活面を含めた支援を行う職場適応援助者（ジョブコーチ）※11の確保を図るなど、円滑に職場への適応ができるよう支援します。
役場における障がい者雇用の推進	役場における障がい者雇用を推進します。
授産製品の販路拡大の推進	町内企業への授産製品の周知及びＰＲ活動に支援を行い、役場等公共部門や企業等からの受注促進や販路拡大に努めます。

３．社会参加の促進

〔現状・課題〕

■芸術・文化活動施設やスポーツ施設において、障がいのある人が利用、参加しやすくなるよう、座席の確保、車いすの配備、スロープの設置、障がい者用トイレの設置などを推

※11　職場適応援助者（ジョブコーチ）
障がいのある人が企業で働くにあたり、企業側・障がい者側ともに抱える様々な課題を解消するために、実際に職場に出向いて専門的にサポートを行う人。

進してきました。

■当町が実施主体である地域生活支援事業のうち、社会参加等のための移動手段として、移動支援事業を実施しています。

〔方　針〕

▽障がいのある人もない人もともに参加することを基本に、生涯学習、芸術･文化活動、スポーツ、レクリエーションなど多様な社会参加の機会を支援します。

▽障がいのある人の通院をはじめとする生活に必要な外出支援について、費用負担を含め充実していきます。

事　業	内　容
文化・芸術活動の推進	障がいのある人の文化・芸術活動の機会を提供するため、生涯学習活動やサークルなどの情報提供を行います。
スポーツ、レクリエーション参加の支援	福祉団体、スポーツ団体、地域や学校等の連携を強め、スポーツ環境整備や交流の機会の充実を図ります。 また、スポーツを楽しみ、スポーツを通じて多様な人との交流を深めることができるよう、広域における障がい者スポーツ大会の継続的な開催を支援します。
外出の支援	当町が実施主体である地域生活支援事業として、「移動支援事業」を、重度視覚障がい者には「同行援護」を提供します。 また、障がいのある人の移動手段を確保するため、外出支援サービス事業（社会福祉協議会委託）の実施の他、福祉有償運送等、有償ボランティアによる取組を支援します。
バリアフリー化の促進	公共建築物公共施設の計画的な改修に合わせ、施設のバリアフリー化及びユニバーサルデザイン※12化を図ります。また、公共交通機関等については障がいのある人や高齢者などの利用に配慮した施設等の改善を働きかけていきます。

※12 ユニバーサルデザイン
障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

基本目標３　ともに支え合う

１．心のバリアフリー

〔現状・課題〕

■ノーマライゼーション※13の理念に基づき、障がいのある人もない人も、それぞれかけがえのない個性を持った一人の人間として尊重されなければいけません。しかし、障がいや障がい者の特性及び必要な配慮等についての理解が進んでいるとはいえない現状があります。

■アンケート調査では差別や偏見を感じている障がいのある人が全体で32.7%となっていますが、知的障がいのある人はその割合が59.7%と高くなっています。また、差別や偏見を感じた場面としては「外での人の視線」「仕事や収入面」が上位回答となっており、今後も障がいの理解に関する啓発活動を継続していくことが求められます。

〔方　針〕

▽障がいや障がいのある人に対する偏見をなくし、理解を深めていくよう、様々な機会を通じて継続的に普及・啓発を行います。

事　業	内　容
障がいに関する情報の発信	役場の窓口や町ホームページ等により障がい福祉サービスや障がい者の手引きなどの情報を提供するほか、ポスター、パンフレットを活用した周知活動を継続します。
発達障がいに関する理解の促進	様々な機会を捉えて発達障がいの特性について広く町民への理解を広めます。
啓発活動の充実	障がいのある人に対する理解を深めるため、「障害者週間」（12月３日～９日）など様々な機会をとらえて啓発活動を推進します。

※13　ノーマライゼーション
障がいのある人や高齢者といった社会的な弱者に対して特別視せずに、誰もが社会の一員であるといった捉え方をする考え方。

事　業	内　容
ヘルプカード・ヘルプマークの配布	障害者手帳の交付時に、手助けを必要とする意思を示すヘルプカード※14やヘルプマーク※15を配布します。
役場における授産品の展示・販売	障がいのある人への理解の契機となるよう、福祉施設の授産品の作品展示・販売を継続します。

２．情報のバリアフリー

〔現状・課題〕

■当町では、朗読ボランティア「あゆみの会」の協力により広報ななえを音声化したＣＤを毎月作成しています。福祉課窓口及び社会福祉協議会において音声化ＣＤの貸し出しを実施し、広報ななえにもその旨掲載しＰＲを行っています。

■また、町ホームページはウェブアクセシビリティ※16に配慮しており、誰もが使いやすいホームページづくりに努めています。

■成人式等の催しの際に手話通訳者・要約筆記者を配置しています。また、手話通訳者・要約筆記者を配置によって、障がいのない人にもそのようなサービスがあること知ってもらい、障がい者理解の契機となるよう努めています。

■役場の主要な窓口には「耳マーク※17」を表示し、筆談サービスを実施するなど、それぞれ障がいの特性に配慮したきめ細かな窓口サービスを提供しています。

〔方　針〕

▽必要な情報が的確に伝わるよう、情報提供・表示などの方法について障がいのある人や高齢者への配慮に努めます。

※14 ヘルプカード
　自分からは「助けて欲しい」とうまく伝えられない障がいのある人などが困ったときに助けを求めるためのカード。免許証程度のサイズで、援助して欲しい内容などを記入することができる。

※15 ヘルプマーク
　周囲の方々に援助や配慮が必要なことを知らせることができるストラップ型のマーク。「十字マーク」と「ハートマーク」という、誰もが知っているシンボルを組み合わせて、直感的に援助や手助けを必要としていることが分かるようにデザインされている。

※16 ウェブアクセシビリティ
　障がいのある人やご高齢者などを含むすべての方が、ウェブで提供されている情報やサービスをスムーズに利用できること。

※17 耳マーク
　周囲の人に一目で耳が不自由であることが気付いてもらえるように考案されたマーク。役場の窓口では聴覚障がいのある人への対応ができることを表すために、耳マークを表示している。

▽情報収集・利用などに大きな支障のある聴覚障がいや視覚障がいのある人に対して、コミュニケーション手段の確保と情報利用の円滑化を進めます。

事　業	内　容
広報ななえ、町ホームページの充実	広報ななえは障がいのある人に配慮した情報提供に努めます。また、町のホームページは高齢者や障がいのある人なども情報に問題なくアクセスし利用できるサイトづくりに努めます。
手話通訳者・要約筆記者の配置	町主催の各種講習会等の開催にあたって、手話通訳者、要約筆記者の設置に努めます。
広報ななえの音声化	朗読ボランティア「あゆみの会」の協力により広報ななえの音声化を継続します。また、音声化版広報ななえの貸し出しを行うとともにその周知を図ります。
様々なコミュニケーション手段の検討	障がい特性に応じたコミュニケーションを支援するため、様々なコミュニケーション手段の検討を行います。

３．地域福祉の土壌づくり

〔現状・課題〕

■当町は社会福祉協議会のボランティアセンターの活動を支援するとともに、ボランティアポイント事業によりボランティアの活動を支援しています。

■当町では、障がい者等の関係団体が障がいのある人を支援する活動を行っています。

■社会福祉協議会と町内会が連携しながら高齢者や障がいのある人等の見守り活動を進めていますが、全町内会での実施には至っていません。

〔方　針〕

▽社会福祉協議会等との協働により地域福祉活動を推進し、当町の福祉文化を創造します。

事　業	内　容
学校における福祉学習の推進	総合的学習や社会科の学習などにより福祉体験を推進し、福祉の心を育てます。

事　業	内　容
ボランティア活動との連携	社会福祉協議会のボランティアセンターと連携し、障がいのある人を支援するボランティアグループに対する支援に努めます。
関係団体との連携	障がい者団体等と連携し、周知活動への支援を行います。
見守り活動の推進	社会福祉協議会と町内会が連携している高齢者や障がいのある人等の見守り活動を支援します。

４．生活安全対策の推進

〔現状・課題〕

■当町では、障がいのある人や一人暮らし高齢者等の世帯に民生委員が訪問し、地域包括支援センター等と連携しながら支援を必要とする人の把握に努めています。また、地域防災計画に基づいて避難行動要支援者※18に対する防災情報の伝達体制や避難誘導などの支援体制について定めています。

■また、災害時の避難に支援を必要としている人を支援するため、避難行動要支援者個別計画の作成を推進していますが、対象となる方全員の計画策定まで至っていないのが現状です。

■当町では、町が管理する公共施設において６箇所を福祉避難所※19として指定しています。また、避難所の情報を防災ハザードマップに掲載して全戸に配布するとともに、町ホームページにも掲載して町民へ周知を行っています。

■障がいのある人が悪質商法等による消費者被害に遭うケースが見受けられることから、障がいのある人やその家族に対して啓発活動を行い、被害を未然に防ぐことが必要です。

■令和２年から猛威を振るった新型コロナウイルス感染症は障がい福祉サービス提供体制にも影響を与えました。今後もこのような感染症が発生する可能性を踏まえ、感染症に対応できる体制づくりに努めることが求められます。

※18 避難行動要支援者
　災害時または災害の発生のおそれがある時に、自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難のために特に支援を必要とする人のこと。

※19 福祉避難所
　障がいのある人や高齢者やなど一般の避難所生活では支障をきたす要配慮者に対して、特別の配慮がなされた避難所のこと。一般の避難所への避難後に、そのまま一般の避難所での生活を続けることが困難な方を対象とするため、二次避難所とも呼ばれている。

〔方　針〕

▽障がいのある人を災害から守るため、関係機関との連携を強化し、地域ぐるみで障がいのある人を支援する体制を整備するとともに、地域に根ざした日常的な防災活動を推進していきます。

▽犯罪を未然に防止するため、障がいのある人やその家族への啓発を行うとともに、関係機関との連携を図ります。

▽新たな感染症が発生時に被害を最小限にするため、感染症に関する適切な情報発信を行うとともに、障がい福祉サービス事業所が安全に継続してサービスを提供できるよう支援を行います。

事　業	内　容
防災に対する啓発と情報提供の充実	災害の想定内容や実際に起きたときの対応方法など周知するため、町内会や各小中学校で講習を実施します。 また、町ホームページ等を活用して、防災・減災に関する情報提供を行います。
災害時要配慮者支援体制の推進	町内会や民生児童委員、地域包括支援センター等が連携しながら支援を必要とする人の把握を行います。 また、町内会と連携しながら、災害時の避難行動要支援者個別計画の作成を推進します。
福祉避難所の整備	障がいのある人が利用しやすく安心して過ごすことができる二次避難場所（福祉避難所）の整備を今後も継続します。
消費者被害の防止	日常的に行う啓発活動を通して特殊詐欺全般に対する住民の危機意識の醸成を図ります。また、新たな詐欺手口を迅速かつ正確に周知するため、警察等関係機関との連携を強化します。
感染症対策の推進	広報ななえ、町ホームページ等により感染症予防対策について周知を図ります。 また、感染症が発生した場合に、事業所が業務を安全に継続できるよう支援を行います。

第３編　第７期障がい福祉計画・第３期障がい児福祉計画

第１章　前期計画の推進状況

１．令和５年度における数値目標の達成状況

（１）障がい福祉施設入所者の地域生活への移行

項　　目	目標	実績(見込)	備　　考
令和元年度末時点の施設入所者数	―	63人	令和元年度末時点の施設に入所している障がい者数
令和５年度までの地域生活移行者数	１人	１人	施設からグループホームや一般住宅等に移行する者の数
施設入所者数の削減数（人数）	１人	１人	令和５年度末時点での施設入所者の削減目標（見込）数

（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

①精神障がい者の地域移行支援等の利用者数

項　　目	計/実	令和３年度	令和４年度	令和５年度
地域移行支援の利用者数	計画	０人	０人	０人
	実績(見込)	０人	０人	０人
地域定着支援の利用者数	計画	０人	０人	０人
	実績(見込)	１人	１人	１人
共同生活援助の利用者数	計画	10人	10人	10人
	実績(見込)	18人	15人	13人
自立生活援助の利用者数	計画	０人	０人	０人
	実績(見込)	０人	１人	１人

②保健・医療・福祉関係者等による協議の体制

項　　目	計/実	令和３年度	令和４年度	令和５年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	計画	１回	１回	１回
	実績(見込)	１回	１回	１回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	計画	８人	８人	８人
	実績(見込)	８人	８人	８人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	計画	１回	１回	１回
	実績(見込)	１回	１回	１回

（３）地域生活支援拠点等の整備

項　　目	計/実	令和３年度	令和４年度	令和５年度
地域生活支援拠点等の機能の充実のための運用状況の検証及び検討の機会	計画	１回	１回	１回
	実績(見込)	１回	１回	１回

（４）障がい福祉施設から一般就労への移行目標

①福祉施設から一般就労への移行者数

項　　目	目標	実績(見込)	備　　考
令和５年度の年間一般就労移行者数	３人	９人	令和元年度の実績（２人）の1.27倍以上が一般就労へ移行することを基本とする。

②就労移行支援事業所から一般就労への移行者数

項　　目	目標	実績(見込)	備　　考
令和５年度の年間一般就労移行者数	３人	３人	令和元年度の実績（２人）の1.30倍以上が一般就労へ移行することを基本とする。

③就労継続支援事業（Ａ型）から一般就労への移行者数

項　　目	目標	実績(見込)	備　　考
令和５年度の年間一般就労移行者数	０人	３人	令和元年度の実績（０人）の1.26倍以上が一般就労へ移行することを基本とする。

④就労継続支援事業（Ｂ型）から一般就労への移行者数

項　　目	目標	実績(見込)	備　　考
令和５年度の年間一般就労移行者数	０人	３人	令和元年度の実績（０人）の1.23倍以上が一般就労へ移行することを基本とする。

⑤就労定着支援事業の利用者数

項　　目	目標	実績(見込)	備　　考
令和５年度の就労定着支援事業の利用者数	３人	１人	令和５年度における、就労移行支援事業等を利用して一般就労に移行する者のうち70%以上をめざす。

（５）障がい児支援の提供体制の整備等

①障がいのある子どもに対する重層的な地域支援体制の構築

項　　目	目標	実績(見込)	備　　考
令和５年度末の児童発達支援センターの設置数	１箇所	２箇所	令和５年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも１箇所以上設置することを基本とする。

令和５年度末の保育所等訪問支援を実施できる事業所数	１箇所	２箇所	令和５年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

②主に重症心身障害児を支援する体制の整備

項　　目	計/実	令和３年度	令和４年度	令和５年度
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数	計画	１箇所	１箇所	１箇所
	実績(見込)	１箇所	１箇所	１箇所
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	計画	１箇所	１箇所	１箇所
	実績(見込)	１箇所	１箇所	１箇所

③医療的ケア児が適切な支援を受けられるための体制の確保

項　　目	計/実	令和３年度	令和４年度	令和５年度
保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置有無	計画	設置	設置	設置
	実績(見込)	設置	設置	設置
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数	計画	１人	１人	１人
	実績(見込)	１人	１人	１人

（６）相談支援体制の充実・強化等

①総合的･専門的な相談支援

項　　目	計/実	令和３年度	令和４年度	令和５年度
障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の有無	計画	有	有	有
	実績(見込)	有	有	有

②地域の相談支援体制の強化

項　　目	計/実	令和３年度	令和４年度	令和５年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	計画	３件	３件	３件
	実績(見込)	３件	３件	３件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	計画	６件	６件	６件
	実績(見込)	６件	６件	６件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	計画	６回	６回	６回
	実績(見込)	６回	６回	６回

（７）相談支援体制の充実・強化等

項　　目	計/実	令和３年度	令和４年度	令和５年度
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修、その他の研修への市町村職員の参加人数	計画	１人	１人	１人
	実績(見込)	１人	１人	１人

２．指定障害福祉サービス及び指定相談支援の進捗状況

（１）訪問系サービス

■訪問系サービスの概要

サービス種別	サービスの概要
居宅介護 （ホームヘルプ）	障がい者の自宅で、入浴・排泄・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行います。
重度訪問介護	障がい者の自宅で入浴・排泄・食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
行動援護	障がい者が行動する際に生じる可能性のある危険を回避するために、必要な援護や外出時の移動介護等を行います。
同行援護	外出時に同行し、移動時及びそれに伴う外出先の援護（視覚的情報の支援、排泄・食事などの介護）を行います。
重度障害者等包括支援	対象者の心身の状態や介護者の状況、居住の状況等を踏まえて作成された個別支援計画に基づき、必要な障がい福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活介護等）を包括的に提供します。

■訪問系サービスの計画値と実績値（月間）

サービス種別	計画/実績	単位	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度
居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援	計画	利用者数（人）	18	18	18
		利用量（時間）	15	15	15
	実績	利用者数（人）	21	25	27
		利用量（時間）	17	18	19

※月間の実利用者数及び１人あたりの利用量

（２）日中活動系サービス

■日中活動系サービスの概要

サービス種別	サービスの概要
療養介護	医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排泄等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。
生活介護	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排泄等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。

サービス種別	サービスの概要
自立訓練 （機能訓練）	地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行います。（利用者ごとに 18 か月以内の利用期間が設定されます）
自立訓練 （生活訓練）	地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行います。（利用者ごとに 24 か月以内、長期入所者の場合は 36 か月以内の利用期間が設定されます）
宿泊型自立訓練	居室その他の設備を利用させ、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談支援等を行います。
就労移行支援	一般企業等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。（利用者ごとに 24 か月以内の利用期間が設定されます）
就労継続支援（Ａ型）	通所により、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。
就労継続支援（Ｂ型）	通所により、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人に、障がいのある方との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
短期入所（福祉型）	病院、診療所、介護老人保護施設において、短期間、入浴、排泄、食事等の介護や日常生活上の支援を行います。
短期入所（医療型）	居宅で介護を行う人が疾病等で介護ができない場合に、対象となる障がいのある方・障がいのある児童に、障がい者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

■日中活動系サービスの計画値と実績値（月間）

サービス種別	計画/実績	単位	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度
療養介護	計画	利用者数（人）	7	7	7
	実績		7	7	7
生活介護	計画	利用者数（人）	87	87	87
		利用量（人日）	21	21	21
	実績	利用者数（人）	89	89	91
		利用量（人日）	18	20	21

サービス種別	計画/実績	単位	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度
自立訓練（機能訓練）	計画	利用者数（人）	3	3	3
		利用量（人日）	10	10	10
	実績	利用者数（人）	3	3	2
		利用量（人日）	10	10	9
自立訓練（生活訓練）	計画	利用者数（人）	1	1	1
		利用量（人日）	10	10	10
	実績	利用者数（人）	0	1	1
		利用量（人日）	0	23	23
宿泊型自立訓練	計画	利用者数（人）	1	1	1
		利用量（人日）	30	30	30
	実績	利用者数（人）	0	1	1
		利用量（人日）	0	25	29
就労移行支援	計画	利用者数（人）	7	7	7
		利用量（人日）	15	15	15
	実績	利用者数（人）	12	13	15
		利用量（人日）	15	17	16
就労継続支援（Ａ型）	計画	利用者数（人）	8	9	10
		利用量（人日）	21	21	21
	実績	利用者数（人）	11	11	13
		利用量（人日）	17	19	20
就労継続支援（Ｂ型）	計画	利用者数（人）	86	88	90
		利用量（人日）	17	17	17
	実績	利用者数（人）	92	108	120
		利用量（人日）	17	18	18
就労定着支援	計画	利用者数（人）	2	2	3
	実績		2	1	1
短期入所（福祉型）	計画	利用者数（人）	3	3	3
		利用量（人日）	5	5	5
	実績	利用者数（人）	5	5	5
		利用量（人日）	7	9	8
短期入所（医療型）	計画	利用者数（人）	0	0	0
		利用量（人日）	0	0	0
	実績	利用者数（人）	0	0	0
		利用量（人日）	0	0	0

※月間の実利用者数及び１人あたりの利用量

（３）居住系サービス

■居住系サービスの概要

サービス種別	サービスの概要
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する人に対して、一定の期間にわたり定期的な巡回訪問や随時の対応により、その人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。
共同生活援助（グループホーム）	地域で共同生活を営むのに支障のない障がい者につき、主に夜間に相談、入浴・排泄及び食事等の介護、調理・洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡、その他の必要な日常生活上の世話を行います。
施設入所支援	夜間に介護が必要な人、通所が困難な自立訓練、就労移行支援の利用者に対し、夜間における入浴・排泄等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。

■居住系サービスの計画値と実績値（月間）

サービス種別	計画/実績	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
自立生活援助	計画	利用者数（人）	0	0	0
	実績		0	1	1
共同生活援助（グループホーム）	計画		58	59	60
	実績		65	68	69
施設入所支援	計画		64	64	63
	実績		64	63	62

（４）相談支援

■相談支援の概要

サービス種別	サービスの概要
計画相談支援	支給決定を行う際にサービス利用計画を作成するとともに、一定期間後において、サービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。
地域移行支援	住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。
地域定着支援	常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に対する相談や緊急訪問、緊急対応等の支援を行います。

■相談支援の計画値と実績値（月間）

サービス種別	計画/実績	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
計画相談支援	計画	利用者数（人）	85	88	91
	実績		265	292	296
地域移行支援	計画		1	1	1
	実績		0	0	0
地域定着支援	計画		1	1	1
	実績		1	1	1

３．児童福祉法に基づく障害児通所支援の進捗状況

（１）障害児通所支援

■障害児通所支援の概要

サービス種別	サービスの概要
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の取得、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の取得、集団生活への適応訓練などの支援・治療を行います。
放課後等デイサービス	放課後や、土日祝日などの学校休業日、夏休み、冬休みなどの長期休暇中に生活能力向上のための訓練等を続けることにより、障がい児の自立促進、放課後等の居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が困難な児童に対し居宅を訪問して日常生活における基本的な動作指導、知識技術の付与の支援を行います。

■児童福祉法に基づくサービスの計画値と実績値（月間）

サービス種別	計画/実績	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
児童発達支援（児童発達支援センター外）	計画	利用者数（人）	21	22	23
		利用量（人日）	10	10	10
	実績	利用者数（人）	25	34	35
		利用量（人日）	9	5	6
児童発達支援（児童発達支援センター）	計画	利用者数（人）	21	22	23
		利用量（人日）	12	12	12
	実績	利用者数（人）	38	42	56
		利用量（人日）	12	12	13

サービス種別	計画/実績	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
医療型児童発達支援	計画	利用者数（人）	1	1	1
		利用量（人日）	10	10	10
	実績	利用者数（人）	1	1	1
		利用量（人日）	3	5	5
放課後等デイサービス	計画	利用者数（人）	91	92	93
		利用量（人日）	15	15	15
	実績	利用者数（人）	118	125	140
		利用量（人日）	12	12	12
保育所等訪問支援	計画	利用者数（人）	1	1	1
		利用量（人日）	1	1	1
	実績	利用者数（人）	2	2	2
		利用量（人日）	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	計画	利用者数（人）	0	0	0
		利用量（人日）	0	0	0
	実績	利用者数（人）	0	0	0
		利用量（人日）	0	0	0

※月間の実利用者数及び１人あたりの利用量

（２）障害児相談支援

■障害児相談支援の概要

サービス種別	サービスの概要
障害児相談支援	障がい児が障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障がい児支援利用計画を作成し（障がい児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障がい児支援利用援助）等の支援を行います。

■障害児相談支援の利用実績

サービス種別	計画/実績	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
障害児相談支援	計画	利用者数（人）	24	26	28
	実績		174	204	221

４．地域生活支援事業の進捗状況

地域生活支援事業は、障がいのある人が自立した日常生活又は、社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施する支援事業です。

地域生活支援事業には、必須事業と任意事業（その他の事業）があります。

■地域生活支援事業の体系

- （１）必須事業
  - ①理解促進研修・啓発事業
  - ②自発的活動支援事業
  - ③相談支援事業
  - ④成年後見制度利用支援事業
  - ⑤成年後見制度法人後見支援事業
  - ⑥意思疎通支援事業
  - ⑦日常生活用具給付等事業
  - ⑧手話奉仕員養成研修事業
  - ⑨移動支援事業
  - ⑩地域活動支援センター事業
- （２）任意事業
  - ①訪問入浴サービス事業
  - ②日中一時支援事業
  - ③社会参加促進事業

（１）必須事業

■事業の概要

事業名称	事業の概要
理解促進研修・啓発事業	障がいのある方が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。
自発的活動支援事業	障がいのある方が、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある方、そのご家族、地域の住民の方等による地域における自発的な取組（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。
相談支援事業	福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、専門機関の紹介（社会資源の活用）、社会生活を高めるための支援、権利擁護のために必要な援助などを行います。
成年後見制度利用支援事業	自らの判断で成年後見制度の利用が困難である人を対象に、費用を助成し、制度を利用できるよう援助する。また、法人後見の研修等を行います。

事業名称	事業の概要
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。
意思疎通支援事業	聴覚・言語機能・音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人（聴覚障がいのある人等）に、手話通訳者や要約筆記者の派遣などを行います。
日常生活用具給付等	重度障がいのある方に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具等を給付し、日常生活の利便を図ります。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある方との交流活動の促進、市区町村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。
移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出時の移動について、ヘルパーによる介護支援を行います。
地域活動支援センター事業	地域活動支援センターにおいて、創作的活動又は生産的活動の機会の提供（各種講座やプログラムの実施）、相談支援事業、ボランティア育成や就労支援、障がい理解の普及・啓発（講演会開催等）、地域交流等を行います。

■事業の実施状況

事業名	計画/実績	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
理解促進研修・啓発事業	計画	実施有無	実施	実施	実施
	実績		実施	実施	実施
自発的活動支援事業	計画	実施有無	実施	実施	実施
	実績		実施	実施	実施
相談支援事業					
障害者相談支援事業	計画	実施箇所数（箇所）	1	1	1
	実績		1	1	1
基幹相談支援センター	計画	設置有無	設置	設置	設置
	実績		設置	設置	設置
市町村相談支援事業機能強化事業	計画	実施有無	実施	実施	実施
	実績		実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	計画	実施有無	未実施	未実施	未実施
	実績		未実施	未実施	未実施
成年後見制度利用支援事業	計画	実利用者数（人）	3	3	3
	実績		4	4	4
成年後見制度法人後見支援事業	計画	実施有無	未実施	未実施	未実施
	実績		未実施	未実施	未実施

事業名		計画/実績	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
意思疎通支援事業						
	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	計画	実利用者数（人）	1	1	1
		実績		2	2	2
	手話通訳者設置事業	計画	設置者数（人）	0	0	0
		実績		0	0	0
日常生活用具給付等事業						
	介護･訓練支援用具	計画	給付件数（件）	2	2	2
		実績		1	0	1
	自立生活支援用具	計画		3	3	3
		実績		7	12	7
	在宅療養等支援用具	計画		3	3	3
		実績		1	6	2
	情報･意思疎通支援用具	計画		3	3	3
		実績		5	4	2
	排泄管理支援用具	計画		1,050	1,050	1,050
		実績		1,126	1,077	1,080
	居宅生活動作補助用具（住宅改修）	計画		2	2	2
		実績		2	1	1
手話奉仕員養成研修事業		計画	登録者数（人）	0	0	0
		実績		0	0	0
移動支援事業		計画	実利用者数（人）	6	6	6
			利用量（時間/年）	370	370	370
		実績	実利用者数（人）	7	7	7
			利用量（時間/年）	466	243	250
地域活動支援センター事業（町内）		計画	箇所数（箇所）	1	1	1
			実利用者数（人）	10	10	10
		実績	箇所数（箇所）	1	1	1
			実利用者数（人）	21	18	16
地域活動支援センター事業（町外）		計画	箇所数（箇所）	3	3	3
			実利用者数（人）	5	5	5
		実績	箇所数（箇所）	3	3	2
			実利用者数（人）	5	5	4

（２）任意事業

■事業の概要

事業名称	事業の概要
訪問入浴サービス事業	地域における障がいのある人の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、障がいのある人の身体の清潔保持、心身機能の維持などを行います。
日中一時支援事業	日中、一時的に障がいのある人等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練を行います。
社会参加促進事業	障がいのある人の能力や適正に応じた日常生活、社会生活を営むための必要な事業を行います。

■事業の実施状況

事業名	計画/実績	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
訪問入浴サービス事業	計画	実利用者数（人）	5	5	5
		利用量（回）	360	360	360
	実績	実利用者数（人）	7	6	6
		利用量（回）	354	384	385
日中一時支援事業	計画	実利用者数（人）	2	2	2
		利用量（時間/年）	140	140	140
	実績	実利用者数（人）	3	2	2
		利用量（時間/年）	230	121	20
社会参加促進事業	計画	事業数（事業）	1	1	1
	実績		1	1	1

第２章　計画の基本的な考え方

１．障がい福祉計画・障がい児福祉計画の基本的理念

（１）障がいのある人の自己決定の尊重と自己選択の支援

「障がいのある人もない人もともに普通に暮らせる地域をつくる」という考え方のもとに、障がいの種別や程度を問わず、障がいのある人が自分の住みたい場所に住み、必要とする障がい福祉サービスやその他の支援を受けながら、望む暮らしが実現できるよう、自己決定と自己選択を尊重するとともに、意思決定の支援（判断の根拠となる情報や考え方の提供、意思決定の表明への支援）に配慮します。

（２）町が主体となって進める障がい福祉サービスの実施

障がいのある人がその種別にかかわらず、必要な障がい福祉サービスを身近なところで利用することができるよう、町が主体となってサービスの提供基盤の充実を図ります。

（３）入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいがあってもともに暮らしていける社会の実現をめざし、入院や入所から地域生活への移行や定着のための拠点の整備、一般就労も含めて働く場の確保や拡大などの就労支援といった重要な課題に対応するため、地域の社会資源を最大限に活用しながら、地域全体で支える体制の整備を進めます。

（４）地域共生社会の実現に向けた取組

これからの総合的な福祉施策を考える上では、地域全体で支える力を再構築することが求められると同時に支援のあり方としても、対象者の状況に応じて、分野を問わず包括的に相談・支援を行う新しい福祉のまちづくりをめざす必要性が高まっています。

当町においても、地域における包括的な相談体制の整備に向けた取組を推進します。

また、様々な生活課題に対応できる包括的な地域ケアシステムを実現するため、重層的支援体制整備事業を推進します。

（５）障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援

発達の遅れや障がいのある子どもの成長を支援するため、それぞれの成長過程に継続性と一貫性を持った対応ができるよう、事業者をはじめ教育機関や相談機関などの関係機関や庁内部署の連携強化を図り、重層的な支援体制の構築を図ります。

２．障がい福祉計画の基本方針

（１）障がい福祉サービスに関する基本的考え方

障がい福祉サービスの提供体制を確保するため、本計画の方向性を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、計画的な整備を図ります。

①サービス提供基盤の整備

家庭や日中活動の様々な場面において、障がいのある人のニーズや生活の困難さ、障がいの状況に応じたきめ細かなサービスが提供できるよう、障がい福祉サービスの確保に努めます。

②障がい者就労の促進（障がい福祉施設から一般就労への移行）

障がいのある人が、障がいの軽重にかかわらず、社会に参加し、収入を得て、生きがいを持てるようにするため、一人ひとりのニーズや個々の障がいの特性に配慮し、障がい福祉施設から一般就労への移行や福祉的就労の拡大を図ります。

③グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備

施設入所や入院から地域生活への円滑な移行を推進するため、地域での居住の場となるグループホームの充実を図るとともに、移行後の生活において必要な訪問系・日中活動系サービスその他の必要な支援を行います。

さらに、地域生活支援拠点の機能充実を進めるとともに、運用状況の検証及び検討を行います。

（２）相談支援に関する基本的考え方

障がいのある人、とりわけ、重度の障がいのある人等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。

このため、多様な相談内容や、地域における生活上の複合的な課題に対応し、増大するニーズや複雑化する相談に総合的かつ包括的に対応できるよう、相談体制の充実・強化に取り組みます。

また、相談支援事業を効果的に実施するため、事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者からなる障害者自立支援協議会において、関係機関との連携強化と情報共有を図ります。

（３）障がい児支援の提供体制の確保

障がいのある子ども及びその家族に対する支援は、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。

そのため、児童発達支援や放課後等デイサービスなど障がい児通所支援サービスの整備を推進するとともに、障がい児支援サービスを利用する際の情報提供や利用計画作成の支援を行う障がい児相談支援サービスの充実を図ります。

また、重症心身障害児や医療的ケア児が適切な支援を受けられるための体制の確保を図ります。

第３章　成果目標

１．福祉施設の入所者の地域生活への移行

指　　標		数値	北海道の方針
実績値	令和４年度末の施設入所者数（Ａ）	62人	目標設定の基準値
目標値	令和８年度までの地域生活移行者数（Ｂ）	１人	（Ａ）のうち６％以上が地域生活に移行することを基本とする。
	令和８年度までの減少見込数（Ｃ）	61人	（Ａ）のうち５％以上削減することを基本とする。
	令和11年度までの地域生活移行者数（Ｄ）	2人	（Ａ）のうち12％以上が地域生活に移行することを基本とする。
	令和11年度までの減少見込数（Ｅ）	60人	（Ａ）のうち10％以上削減することを基本とする。

２．精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

（１）精神障がい者の地域移行支援等の利用者数

指　　標		令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
目標値	地域移行支援の利用者数	０人	０人	０人	０人	０人	０人
	地域定着支援の利用者数	１人	１人	１人	１人	１人	１人
	共同生活援助の利用者数	15人	15人	15人	15人	15人	15人
	自立生活援助の利用者数	１人	１人	１人	１人	１人	１人
	自立訓練（生活訓練）利用者数	０人	０人	０人	０人	０人	０人

（２）保健・医療・福祉関係者等による協議の体制

指　　標		令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
目標値	保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	１回	１回	１回	１回	１回	１回
	保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	８人	８人	８人	８人	８人	８人
	保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	１回	１回	１回	１回	１回	１回

３．地域生活支援の充実

（１）地域生活支援拠点等の設置とコーディネーターの配置

項　　目		数値	備　考
目標値	令和８年度の地域生活支援拠点等の設置箇所数	２箇所	市町村の設置箇所数 （他市町村との共同設置も含む）
	令和11年度の地域生活支援拠点等の設置箇所数	２箇所	
	令和８年度のコーディネーターの配置人数	１人	市町村の配置人数 （他市町村との共同設置も含む）
	令和11年度のコーディネーターの配置人数	１人	

（２）地域生活支援拠点の機能の充実

指　　標		令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
目標値	地域生活支援拠点※20の機能の充実のための運用状況の検証及び検討の機会	１回	１回	１回	１回	１回	１回

（３）強度行動障害のある人への支援

指　　標		令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
目標値	強度行動障害のある人への支援ニーズの把握	無	無	無	無	無	無
	強度行動障害のある人への支援体制の整備	無	無	無	無	無	無

４．福祉施設から一般就労への移行等

（１）福祉施設から一般就労への移行者数

項　　目		数値	北海道の方針
実績値	令和３年度の一般就労者数（A）	１人	目標設定の基準値
目標値	令和８年度の年間一般就労移行者数（B）	９人	（A）の1.28倍以上が一般就労へ移行することを基本とする。
	令和11年度の年間一般就労移行者数（C）	９人	（A）の1.64倍以上が一般就労へ移行することを基本とする。

※20 地域生活支援拠点
　障がいのある人の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点で、相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくりの機能が求められます。

（２）就労移行支援事業所から一般就労への移行者数

項　　目		数値	北海道の方針
実績値	令和３年度の一般就労者数（Ａ）	１人	目標設定の基準値
目標値	令和８年度の年間一般就労移行者数（Ｂ）	３人	（Ａ）の1.31倍以上が一般就労へ移行することを基本とする。
	令和11年度の年間一般就労移行者数（Ｃ）	３人	（Ａ）の1.72倍以上が一般就労へ移行することを基本とする。

（３）就労継続支援事業（Ａ型）から一般就労への移行者数

項　　目		数値	北海道の方針
実績値	令和３年度の一般就労者数（Ａ）	０人	目標設定の基準値
目標値	令和８年度の年間一般就労移行者数（Ｂ）	３人	（Ａ）の概ね1.29倍以上が一般就労へ移行することを基本とする。
	令和11年度の年間一般就労移行者数（Ｃ）	３人	（Ａ）の概ね1.66倍以上が一般就労へ移行することを基本とする。

（４）就労継続支援事業（Ｂ型）から一般就労への移行者数

項　　目		数値	北海道の方針
実績値	令和３年度の一般就労者数（Ａ）	０人	目標設定の基準値
目標値	令和８年度の年間一般就労移行者数（Ｂ）	３人	（Ａ）の概ね1.28倍以上が一般就労へ移行することを基本とする。
	令和11年度の年間一般就労移行者数（Ｃ）	３人	（Ａ）の概ね1.64倍以上が一般就労へ移行することを基本とする。

（５）就労定着支援事業の利用者数

項　　目		数値	北海道の方針
実績値	令和３年度の利用者数（Ａ）	１人	目標設定の基準値
目標値	令和８年度の利用者数（Ｂ）	１人	（Ａ）の1.41倍とすることを基本とする。
	令和11年度の利用者数（Ｃ）	１人	（Ａ）の1.99倍とすることを基本とする。

５．障がい児支援の提供体制の整備等

（１）障がいのある子どもに対する重層的な地域支援体制の構築

項　　目		数値	国の基本指針
目標値	令和８年度末の児童発達支援センターの設置数	２箇所	令和８年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも１箇所以上設置することを基本とする。
	令和11年度末の児童発達支援センターの設置数	２箇所	
	令和８年度末の保育所等訪問支援を実施できる事業所数	２箇所	令和８年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
	令和11年度末の保育所等訪問支援を実施できる事業所数	２箇所	

（２）主に重症心身障害児を支援する体制の整備

指　　標		令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
目標値	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数	１箇所	１箇所	１箇所	１箇所	１箇所	１箇所
	主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	１箇所	１箇所	１箇所	１箇所	１箇所	１箇所

（３）医療的ケア児が適切な支援を受けられるための体制の確保

指　　標		令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
目標値	保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置有無	設置	設置	設置	設置	設置	設置
	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数	１人	１人	１人	１人	１人	１人

６．相談体制の充実・強化等

（１）基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化

指　　標		令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
目標値	基幹相談支援センターの設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置
	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	３件	３件	３件	３件	３件	３件
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	６件	６件	６件	６件	６件	６件
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	６回	６回	６回	６回	６回	６回

（２）協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

指　　標		令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
目標値	協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	４回	４回	４回	４回	４回	４回
	協議会における相談支援事業所の参画による事例検討参加事業者・機関数	10	10	10	10	10	10
	協議会の専門部会の設置数	1	1	1	1	1	1
	協議会の専門部会の実施回数	６回	６回	６回	６回	６回	６回

７．障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

指　　標		令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
目標値	都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修、その他の研修への市町村職員の参加人数	１人	１人	１人	１人	１人	１人

第４章　サービスの見込量とその確保の方策

１．指定障害福祉サービス及び児童福祉法に基づくサービスの体系

当町は、令和11年度の目標値の実現に向けて、令和６年度から令和11年度の各年度における指定障害福祉サービス及び相談支援の各サービス見込量を設定し、その確保に努めます。見込量を設定するサービスは次のとおりです。

■指定障害福祉サービスの体系

- （１）訪問系サービス
  - ①居宅介護（ホームヘルプ）
  - ②重度訪問介護
  - ③行動援護
  - ④同行援護
  - ⑤重度障害者等包括支援
- （２）日中活動系サービス
  - ①療養介護
  - ②生活介護
  - ③自立訓練（機能訓練）
  - ④自立訓練（生活訓練）
  - ⑤宿泊型自立訓練
  - ⑥就労選択支援【新設】
  - ⑦就労移行支援
  - ⑧就労継続支援（Ａ型）
  - ⑨就労継続支援（Ｂ型）
  - ⑩就労定着支援
  - ⑪短期入所（福祉型）
  - ⑫短期入所（医療型）
- （３）居住系サービス
  - ①自立生活援助
  - ②共同生活援助（グループホーム）
  - ③施設入所支援
- （４）相談支援
  - ①計画相談支援
  - ②地域移行支援
  - ③地域定着支援

■児童福祉法に基づくサービスの体系

- （１）障害児通所支援
  - ①児童発達支援
  - ②医療型児童発達支援
  - ③放課後等デイサービス
  - ④保育所等訪問支援
  - ⑤居宅訪問型児童発達支援
- （２）障害児入所支援
  - ①福祉型障害児入所施設（北海道が見込量算定）
  - ②医療型障害児入所施設（北海道が見込量算定）
- （３）障害児相談支援
  - ①障害児相談支援

２．指定障害福祉サービス及び指定相談支援の見込量の設定

（１）訪問系サービス

①サービスの見込量

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者包括支援についてこれまでの利用者数、利用時間を基礎として見込んでいます。また、入所施設や精神科病院から地域移行する人の利用を見込んでいます。

■訪問系サービスの実績と見込量（月間）

サービス名称	単位	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
居宅介護	実利用者数（人）	25	25	25	25	25	25	25
	利用量（時間）	15	15	15	15	15	15	15
重度訪問介護	実利用者数（人）	0	0	0	0	0	0	0
	利用量（時間）	0	0	0	0	0	0	0
同行援護	実利用者数（人）	0	0	0	0	0	0	0
	利用量（時間）	0	0	0	0	0	0	0
行動援護	実利用者数（人）	1	1	1	1	1	1	1
	利用量（時間）	13	13	13	13	13	13	13
重度障害者等包括支援	実利用者数（人）	0	0	0	0	0	0	0
	利用量（時間）	0	0	0	0	0	0	0

※令和５年度は実績見込み。利用量は１人あたりの数値。

②実施に関する考え方・見込量確保の方策

▽３障がい及び難病患者に共通の制度でサービスが提供されることを踏まえ、サービス提供事業者に対して障がい特性を理解したヘルパーの確保・養成を促し、サービス充実に努めます。

▽障害者介護給付費の支給に関する審査会の意見や障害支援区分、生活環境等を勘案しつつ、利用者の自立した生活をめざした適切なサービスの提供に努めます。

▽利用者自身が自らの障がいの状況等に合った事業所を選択できるよう、事業者情報の提供を行います。

▽支給決定基準に則った支給決定をするとともに、支給決定基準を超える支給量を希望する人には、その心身の状態や生活環境などを考慮して、支給量の決定を行います。

（２）日中活動系サービス

①サービスの見込量

これまでの利用者数、利用日数を基礎とし、今後のニーズを見込んで設定しています。

■日中活動系サービスの実績と見込量（月間）

サービス名称	単位	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
療養介護	実利用者数（人）	7	7	7	7	7	7	7
生活介護	実利用者数（人）	91	91	91	91	91	91	91
	利用量（人日）	21	22	22	22	22	22	22
自立訓練（機能訓練）	実利用者数（人）	2	2	2	2	2	2	2
	利用量（人日）	9	10	10	10	10	10	10
自立訓練（生活訓練）	実利用者数（人）	1	2	2	2	2	2	2
	利用量（人日）	23	10	10	10	10	10	10
宿泊型自立訓練	実利用者数（人）	1	1	1	1	1	1	1
	利用量（人日）	29	30	30	30	30	30	30
就労選択支援【新設】	実利用者数（人）	0	0	0	0	0	0	0
	利用量（人日）	0	0	0	0	0	0	0
就労移行支援	実利用者数（人）	16	16	16	16	16	16	16
	利用量（人日）	15	15	15	15	15	15	15

サービス名称	単位	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
就労継続支援（Ａ型）	実利用者数（人）	13	14	14	14	14	14	14
	利用量（人日）	20	20	20	20	20	20	20
就労継続支援（Ｂ型）	実利用者数（人）	120	122	122	122	122	122	122
	利用量（人日）	18	20	20	20	20	20	20
就労定着支援	実利用者数（人）	1	1	1	1	1	1	1
短期入所（福祉型）	実利用者数（人）	5	5	5	5	5	5	5
	利用量（人日）	8	8	8	8	8	8	8
短期入所（医療型）	実利用者数（人）	0	0	0	0	0	0	0
	利用量（人日）	0	0	0	0	0	0	0

※令和５年度は実績見込み。利用量は１人あたりの数値。

②実施に関する考え方・見込量確保の方策

▽身近な地域で必要なサービスを利用できるよう、サービス提供体制の整備に努めます。

▽障害者自立支援協議会等を通じて、学校、福祉施設、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等関係機関との連携により、職場の開拓、個々の障がいのある人に応じた支援計画の策定等、就職・職場定着の支援を推進します。

▽利用者の自立した生活を支えることができるよう、福祉施設や地域の関係機関、企業などとの連携の下で、工賃の確保に留意するとともに、当町においても、障害者優先調達推進法の趣旨に則り、障がい者就労施設等を優先する契約を推進します。

▽医療機関において提供が行われているサービスについては、今後も医療機関との連携を図ります。

▽サービス利用希望者の情報を適切に把握し、有効なサービス提供体制の整備に努めます。

▽計画相談支援を通して、適切なサービス利用の確保に努めます。

（３）居住系サービス

①サービスの見込量

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、入所・入院から地域生活への移行を進めます。

■居住系サービスの実績と見込量（月間）

サービス名称	単位	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
自立生活援助	実利用者数（人）	1	1	1	1	1	1	1
共同生活援助（グループホーム）	実利用者数（人）	69	69	69	69	69	69	69
施設入所支援	実利用者数（人）	62	62	62	61	61	61	60

※令和５年度は実績見込み。

②実施に関する考え方・見込量確保の方策

▽入所施設等の関係機関と調整を図りながら必要量の確保に努めます。

▽計画相談支援を通して、適切なサービス利用の確保に努めます。

▽利用者自身が自らの障がいの状況等に合った事業所を選択できるよう、事業者情報の提供を行います。

▽グループホームの体験利用を活用するなど、施設入所者の地域移行への意欲を高めるための体制を整備していきます。

（４）相談支援

①サービスの見込量

個別給付の対象となっている計画相談支援及び地域相談支援についてサービス見込量を設定しています。計画相談支援については、サービス利用支援と継続サービス利用支援の利用者数の合計を見込量として設定し、各年度に更新やモニタリングが予定されている人数、過去３年程度の平均的な支給決定数をもとに見込んでいます。

地域移行支援、地域定着支援については、福祉施設からの地域移行者のうち、該当する利用を見込んでいます。

■相談支援の実績と見込量（月間）

サービス名称	単位	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
計画相談支援	実利用者数（人）	296	300	300	300	300	300	300
地域移行支援	実利用者数（人）	0	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	実利用者数（人）	1	1	1	1	1	1	1

※令和５年度は実績見込み。

②実施に関する考え方・見込量確保の方策

▽サービス利用支援により、真に必要なサービスの選択や真に本人が希望する事業所の選択など対象者をきめ細かく支援するとともに、個々の利用者の実情に応じた継続サービス利用支援（モニタリング）の実施に努めます。

▽相談支援体制の強化・充実に取り組み、相談支援体制の整備に努めます。

▽利用者自身が自らの障がいの状況等に合った事業所を選択できるよう、事業者情報の提供を行います。

３．児童福祉法に基づくサービスの見込量の設定

（１）障害児通所支援

①サービスの見込量

これまでの利用者の伸びに基づき推計し、事業者の動向を勘案しています。

■障害児通所支援の実績と見込量（月間）

サービス名称	単位	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
児童発達支援（児童発達支援センター外）	実利用者数（人）	35	39	39	39	39	39	39
	利用量（人日）	6	12	12	12	12	12	12
児童発達支援（児童発達支援センター）	実利用者数（人）	56	71	71	71	71	71	71
	利用量（人日）	13	14	14	14	14	14	14
医療型児童発達支援	実利用者数（人）	1	1	1	1	1	1	1
	利用量（人日）	5	5	5	5	5	5	5
放課後等デイサービス	実利用者数（人）	140	173	173	173	173	173	173
	利用量（人日）	12	15	15	15	15	15	15

サービス名称	単位	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
保育所等訪問支援	実利用者数（人）	2	2	2	2	2	2	2
	利用量（人日）	1	1	1	1	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	実利用者数（人）	0	0	0	0	0	0	0
	利用量（人日）	0	0	0	0	0	0	0

※令和５年度は実績見込み。利用量は１人あたりの数値。

②実施に関する考え方・見込量確保の方策

▽障がいの状況等に合った事業所を選択できるよう、事業者情報の提供を行います。

▽事業者等の児童福祉法における関係機関との連携を図り、必要なサービスが利用できるような体制づくりを推進します。

（２）障害児相談支援

①サービスの見込量

障害児相談支援は、サービス利用支援と継続サービス利用支援の利用者数の合計を見込量として設定し、各年度に更新やモニタリングが予定されている人数、過去３年程度の平均的な支給決定数をもとに見込んでいます。

■障害児相談支援の実績と見込量（月間）

サービス名称	単位	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
障害児相談支援	実利用者数（人）	221	223	223	223	223	223	223

※令和５年度は実績見込み。

②実施に関する考え方・見込量確保の方策

▽サービス利用支援により、真に必要なサービスの選択や真に本人が希望する事業所の選択など対象者をきめ細かく支援するとともに、個々の利用者の実情に応じた継続サービス利用支援（モニタリング）の実施に努めます。

▽相談支援体制の強化・充実に取り組み、相談支援体制の整備に努めます。

▽利用者自身が自らの障がいの状況等に合った事業所を選択できるよう、事業者情報の提供を行います。

第５章　地域生活支援事業の見込量とその確保の方策

１．地域生活支援事業の体系

地域生活支援事業は、障がいのある人が自立した日常生活又は、社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施する支援事業です。

地域生活支援事業には、必須事業と任意事業（その他の事業）があります。

■地域生活支援事業の体系

- （１）必須事業
  - ①理解促進研修・啓発事業
  - ②自発的活動支援事業
  - ③相談支援事業
  - ④成年後見制度利用支援事業
  - ⑤成年後見制度法人後見支援事業
  - ⑥意思疎通支援事業
  - ⑦日常生活用具給付等事業
  - ⑧手話奉仕員養成研修事業
  - ⑨移動支援事業
  - ⑩地域活動支援センター事業
- （２）任意事業
  - ①訪問入浴サービス事業
  - ②日中一時支援事業
  - ③社会参加促進事業

地域生活支援事業の実施にあたり、当町では次の２点の基本的な考え方を重視しながら、事業の計画的・効果的な実施に努めます。

①当町の実情や利用者の状況を勘案し、地域生活支援に関わるサービス提供体制を確保します。

②障がいの種別を問わず対応できる、実効性のある障害者ケアマネジメントが行える相談支援体制の充実を図り、当事者の生活を支援する仕組みを確保します。

２．地域生活支援事業の見込量の設定

（１）必須事業

①事業の見込量

これまでの利用者の伸びに基づき推計し、事業者の動向を勘案しています。

■必須事業の実績と見込量（年間）

事業名称	単位	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
理解促進研修・啓発事業	実施有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	実施有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
相談支援事業								
障害者相談支援事業	実施箇所数（箇所）	1	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター	設置有無	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置
市町村相談支援事業機能強化事業	実施有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施有無	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施
成年後見制度利用支援事業	延利用者数（人）	4	4	4	4	4	4	4
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施
意思疎通支援事業								
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用者数（人）	2	2	2	2	2	2	2
手話通訳者設置事業	設置者数（人）	0	0	0	0	0	0	0
日常生活用具給付等事業								
介護･訓練支援用具	給付件数（件）	1	1	1	1	1	1	1
自立生活支援用具	給付件数（件）	7	7	7	7	7	7	7
在宅療養等支援用具	給付件数（件）	2	3	3	3	3	3	3
情報･意思疎通支援用具	給付件数（件）	2	3	3	3	3	3	3
排泄管理支援用具	給付件数（件）	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080
居宅生活動作補助用具（住宅改修）	給付件数（件）	1	2	2	2	2	2	2
手話奉仕員養成研修事業	登録者数（人）	0	0	0	0	0	0	0
移動支援事業	実利用者数（人）	7	7	7	7	7	7	7
	利用量（時間/年）	250	250	250	250	250	250	250
地域活動支援センター事業（町内）	設置数（箇所）	1	1	1	1	1	1	1
	実利用者数（人）	16	16	16	16	16	16	16
地域活動支援センター事業（町外）	設置数（箇所）	2	2	2	2	2	2	2
	実利用者数（人）	4	4	4	4	4	4	4

※令和５年度は実績見込み。

②実施に関する考え方・見込量確保の方策

▽当町の実情や利用者の状況を勘案し、地域生活支援にかかわるサービス提供体制を確保します。

▽障がいの種別を問わず対応できる、実効性のある障害者ケアマネジメントが行える相談支援体制の充実を図り、当事者の生活を支援する仕組みを確保します。

（２）任意事業

①事業の見込量

これまでの利用者の伸びに基づき推計し、事業者の動向を勘案しています。

■任意事業の実績と見込量（年間）

サービス名称	単位	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
訪問入浴サービス事業	実利用者数（人）	6	6	6	6	6	6	6
	利用量（時間/年）	385	385	385	385	385	385	385
日中一時支援事業	実利用者数（人）	2	2	2	2	2	2	2
	利用量（時間/年）	20	20	20	20	20	20	20
社会参加促進事業	事業数（事業）	1	1	1	1	1	1	1

※令和５年度は実績見込み、利用量は１人あたりの数値。

②実施に関する考え方・見込量確保の方策

▽当町の実情や利用者の状況を勘案し、地域生活支援にかかわるサービス提供体制を確保します。

▽障がいの種別を問わず対応できる、実効性のある障害者ケアマネジメントが行える相談支援体制の充実を図り、当事者の生活を支援する仕組みを確保します。

資料編

七飯町総合保健福祉計画策定委員会設置要綱

（目的）

第１条　この要綱は、七飯町の全ての町民が健康で豊かな生活を送ることができるよう保健福祉施策を総合的かつ計画的に推進する七飯町総合保健福祉計画（地域福祉計画、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障がい者プラン・障がい福祉計画及び健康づくり基本計画）策定（見直し）のために、七飯町総合保健福祉計画策定委員会（以下「計画策定委員会」という。）を設置し、その運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（所掌事項）

第２条　計画策定委員会の所掌事項は、町長の諮問に基づく七飯町総合保健福祉計画の策定（見直し）に関することとする。

（組織）

第３条　計画策定委員会は２５名の委員をもって組織し、委員長１名を置く。ただし、必要に応じてアドバイザーを置くことができる。

２　委員は、地域住民、福祉・保健・医療関係者及び学識経験者の中から町長が委嘱する。

３　委員長は、委員の互選による。

４　計画策定委員会に次の各号に掲げる部会を設置する。

（１）地域福祉部会

（２）高齢者保健福祉・介護保険部会

（３）障がい福祉部会

（４）健康づくり部会

５　前項各号に規定する部会は、それぞれ最大８名の委員で構成し、各部会ごとに部会長１名を置く。

６　第４項各号に規定する部会は、それぞれ次の各号に掲げる計画策定を担当する。

（１）地域福祉部会	地域福祉計画
（２）高齢者保健福祉・介護保険部会	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
（３）障がい福祉部会	障がい者プラン・障がい福祉計画
（４）健康づくり部会	健康づくり基本計画

（職務）

第４条　委員長は計画策定委員会を、部会長は部会をそれぞれ総括する。

２　委員長又は部会長に事故あるときは、委員長又は部会長の指名した者がその職務を代理する。

（会議）

第５条　計画策定委員会は委員長が、各部会会議は部会長がそれぞれ必要に応じて招集し、委員長又は部会長がそれぞれ議長となる。

２　計画策定委員会及び各部会会議は、出席委員の過半数をもって決する。

（事務局）

第６条　計画策定委員会の事務局は、福祉課及び子育て健康支援課に置き、計画策定委員会の庶務を処理する。

２　事務局体制は次のとおりとする。

担　当　区　分	担　　当　　係
総括	福祉課 地域福祉係
地域福祉部会	福祉課 地域福祉係
高齢者保健福祉・介護保険部会	福祉課 介護保険係
障がい福祉部会	福祉課 障がい福祉係
健康づくり部会	健康推進課 保健予防係

（補則）

第７条　この要綱に定めるもののほか、計画策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成１７年　４月　１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１８年１１月１０日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２０年　８月２６日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２３年１０月　１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年１０月　１日から施行する。

七飯町総合保健福祉計画策定委員会委員名簿

（順不同・敬称略）

部 会 名	役　　職	氏　　名	備考
地域福祉部会	七飯町社会福祉協議会会長	伊　藤　千恵子	委員長
	七飯町民生委員児童委員協議会会長	対　馬　道　則	部会長
	七飯町町内会連合会会長	堀　田　市　雄	
	ボランティア連絡協議会副会長	佐々木　尚　孝	
	北海道教育大学函館校教授	齋　藤　征　人	
高齢者保健福祉・介護保険部会	宮村内科医院院長	宮　村　拓　郎	部会長
	七飯町老人クラブ連合会会長	荒　井　脩　士	
	介護者代表	村　瀬　佳代子	
	北海道社会福祉士会道南地区支部長	湯　浅　　弥	
	函館大妻高等学校校長	池　田　延　己	
障がい福祉部会	七飯町身体障害者福祉協会会長	池　田　伸　二	
	七飯養護学校校長	北　嶋　公　博	部会長
	七飯町手をつなぐ育成会会長	京　谷　俊　孝	
	自閉症者を支えよう　あっぷる代表	菅　沼　由　美	
	はぐくみの会	古　部　ト　ヨ	
健康づくり部会	七飯中学校校長	加　賀　重　仁	部会長
	宮村内科医院院長	宮　村　拓　郎	
	鍋谷歯科医院院長	鍋　谷　大　史	
	七飯町商工会女性部副部長	柴　田　良　子	
	七飯食を考える会会長	田　中　いずみ	
	七飯町町内会連合会副会長	澤　田　孝　平	
	七飯町老人クラブ連合会事務局長	関　　健　治	
	公募委員	太　田　明　代	

計画策定経過

月　　日	内　　容
令和５年８月～９月	地域福祉計画、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障がい者プラン・障がい福祉計画・障がい児福祉計画、健康づくり計画アンケートの実施
令和５年10月31日	第１回策定委員会 ・七飯町第５期総合保健福祉計画策定方針案の説明 ・七飯町の人口等の状況について ・制度改正等概要の説明
令和５年11月27日	第１回障がい福祉部会 ・第５期障がい者プラン、第７期障がい福祉計画・第３期障がい児福祉計画策定の概要について ・障がい者数等の状況について ・アンケート調査結果の報告
令和５年12月26日	第２回障がい福祉部会 ・第５期障がい者プラン、第７期障がい福祉計画・第３期障がい児福祉計画たたき台について
令和６年１月22日	第３回障がい福祉部会 ・第５期障がい者プラン、第７期障がい福祉計画・第３期障がい児福祉計画素案について
令和６年２月８日～２月29日	パブリックコメント制度による意見募集 （意見提出　０件）
令和６年３月12日	第２回策定委員会 ・計画案について ・パブリックコメント結果について

七飯町
第５期総合保健福祉計画
【第５期障がい者プラン】
【第７期障がい福祉計画・第３期障がい児福祉計画】

発行：七飯町
令和６年３月

〒041-1192 北海道亀田郡七飯町本町６丁目１番１号
TEL　0138-65-2511（代表）　　FAX　0138-65-9280
https://www.town.nanae.hokkaido.jp/